

第3章 住宅政策の推進方針

1. 住宅政策の基本理念及び視点と目標

(1) 住宅政策の基本理念

安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して

～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～

住宅は、自然環境や災害から人の生命や財産を守り、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であることから、長期間にわたり安心して快適に住み続けることができるよう、質や性能を確保することが求められる。

また、住宅は市街地や都市環境を形成する基本的な社会的資産としての役割も担うことから、地域の安全性や防犯性を確保し、良好なまちなみや景観を形作るとともに、社会生活や地域コミュニティ活動を支える拠点となることが求められる。

近年、人口減少・少子高齢社会が進展する中で、自然災害の頻発・激甚化への対策、脱炭素社会の実現に向けての対応、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新しい生活様式」への転換が必要となるなど、社会状況は大きな変革の時期を迎えており、住宅やそれを取り巻く居住環境に求められる役割はますます大きくなっている。

今後の本県の住宅政策においては、住宅の質をより一層高め、様々な属性の多様な居住ニーズに対応するとともに、ゆとりある居住環境、美しいまちなみや里山里海景観、地域に根ざした住文化等の魅力をさらに磨き上げ、その輝きを未来の世代に着実に継承していくことを目指すこととする。

以上より、「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して ～いしかわの豊かな住生活を次世代へつなぐ～」を本計画の基本理念に位置づけ、県民・事業者・行政等の各主体が一丸となって理想的な住生活の実現に向けて取り組むこととする。

(2) 住宅政策の視点と目標

基本理念を実現していくため、本計画では「視点」ごとに「目標」を設定し、それぞれの目標に向けて総合的な取り組みを推進する。計画は、3つの視点と4つの目標で構成する。

「ひと」の視点

【目標1】誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

県の人口は平成12年をピークに減少が続いており、年代別では少年人口（0～14歳）の減少、高齢人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が顕著となっている。また、世帯数も今後減少すると推計されているが、高齢者単身世帯は今後も増加する見込みである。

本格的な少子高齢社会において、子どもを生き育てやすい住宅・住環境の確保や高齢者・障害者等の住まいを含む全ての住宅のバリアフリー化が不可欠である。

また、子育て世帯、高齢者世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定を確保することも重要であり、基本的な住宅セーフティネットとして公営住宅等を活用するとともに、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の普及・啓発を進め、民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットの構築を図る。

【目標の考え方】

少子高齢化が進展する中、県民が安心して暮らせる社会づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。県では、安心して子育てができる様々な環境の整備や、高齢者が健康で豊かな生活を送ることができる環境の整備に努めているところであるが、住宅政策においては少子化対策分野や高齢者福祉分野と密接に連携し、物理的な環境と制度的な環境の両面からの一体的な施策を実施していく。

住宅においては、かつてのような広さ（面積）に対する価値は相対的に小さくなり、人のつながりや高齢者の居場所、多世代が交流できる場など、豊かなコミュニティ機能が求められる時代となっている。このような機能もまた住環境の一部にとらえ、個々の住宅や建築のみにとらわれない施策の実施に努めていく。

「住まい」の視点

【目標2】次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

頻発する災害等から県民の生命・財産を守るため、耐震、防火、防犯、健康などの要素に関し、各種指針を踏まえた住宅の新築・改修により、良質な資産の形成を推進する。

脱炭素社会に向けては、省エネ・創エネや省資源の視点からの住宅づくりを推進する。

良質な住宅ストックを次世代に継承していくため、長期間活用可能な住宅の供給や適切な維持管理を推進するとともに、住まい手の多様なニーズに応じた住宅の選択が可能となるよう、既存ストックの質の向上と流通市場の活性化を図る。

【目標の考え方】

住宅は県民の生活の基盤であり、かつ資産として、様々な質が要求されるものである。安全性や快適性などの質がそれぞれの住宅において確保されることで、地域、ひいてはまち全体の質が高まるものといえる。また、カーボンニュートラルを目指した省エネ化やクリーンエネルギーの導入は国際的な課題であり、住宅分野においても積極的な取り組みを行う必要がある。

このように質の良い住宅をつくり、適切に維持し、長く大切に使うことで、個々の住まい手としても、社会としても、豊かな住生活の構築につなげていく。

【目標3】空き家活用の推進と住宅市場の活性化

空き家は年々増加を続けており、老朽化による損傷、破損による防災性能の低下や、衛生面や景観面での悪化など、近隣住環境へ与える影響が大きいため、空き家の状況に応じて適正な管理・活用と計画的な除却が必要である。

具体的には、空き家情報バンク等による情報提供、点検・改修の履歴の蓄積、住宅の再生やリノベーション等を推進し、空き家の管理・除却・利活用を一体的に進める。

【目標の考え方】

空き家は全国的に増加しており、管理が行き届いていない場合は安全面や衛生面で問題となるものであるが、社会において住宅の量が充足し、子世代が親世代の住宅に住み続けられないことが一般的となっている現在では、空き家は今後も増加していくものと考えられる。

このような状況の下、単に老朽化した空き家を撤去するのみではなく、空き家の発生の予防や利活用といった、価値向上型の方策も必要であり、情報提供・流通促進・マッチング支援などの各種の取り組みを、住宅政策に関わる各主体が連携して実施していく。

「まち・地域」の視点

【目標4】安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり

誇りと愛着の持てる魅力ある地域づくりのためには、県民の意識向上、事業者の育成を図るとともに、まちや住宅が地域を形づくる基本的な社会資本であることを認識し、各地域の美しい街なみや景観を保全・形成し、地域の住文化を継承していくことが重要である。

また、近年、自然災害が頻発・激甚化しており、安全な住まいづくり・まちづくりのためには、防災・減災に向けた総合的な取り組みが必要である。住宅の耐震化に加えて、狭あい道路の解消、空地の確保、災害後の円滑な体制づくりなど、安全性の確保に向けた取り組みを推進する。

【目標の考え方】

本県は、全国トップクラスの暮らしやすさや充実した子育て環境を魅力としており、住宅政策においてもこのような特徴をより高めていくことを目指す。全国の平均と比較し、敷地や住宅の面積が大きいことを活かした、ワークスペース設置など住まいの機能向上や、緑化・園庭による豊かな外部空間の構築は、本県の住環境の魅力向上に資するものと考えられる。

また、北陸新幹線開業に伴う交流人口の拡大や、近年の移住・定住への関心の高まり、企業の地方移転など、様々な社会の変化が起こっているところであるが、全国的に見ると、北陸地方は防災や物流面では太平洋側地域の代替的な機能を有しており、地理的なメリットはますます高まっていると考えられる。このような状況を前向きにとらえ、本県の魅力や価値をさらに高めていくという考えの下、住宅政策を実施していく。

2. 施策効果を把握するための成果指標

(1) 成果指標の見直しの基本的考え方

- ・ 「石川県住生活基本計画 2016」では、住宅政策の施策効果を定量的かつ定期的に把握・分析・評価するために、12 項目の成果指標を設定し、目標値の達成に向けて各種の施策を推進してきた。
- ・ 今回、5 年間の社会情勢の変化に加え、新たな住生活基本計画（全国計画・令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）における住宅政策の方針や、成果指標の見直し状況、本県の住宅政策の実績や進捗状況等を勘案し、成果指標の見直しを行った。
- ・ 12 指標の見直しの結果、7 指標を継続、2 指標を見直し、3 指標を廃止（観測指標に移行）、3 指標を新たに追加することとした。

(2) 前計画(石川県住生活基本計画 2016)における成果指標の進捗等

- ・ 本計画の見直し前の石川県住生活基本計画（平成 29 年 3 月策定）で定めた成果指標の現況値は次表のとおりであり、全国との比較も踏まえると、進捗は概ね良好となっている。
- ・ なお、以下の 4 指標は数値が改善されておらず、今後さらなる取組が必要である。

(4)最低居住面積水準未満率

総合的な居住支援が重要であり、住宅施策と、生活困窮者自立支援制度等の福祉施策とのさらなる連携を図る。

(7)新築住宅における認定長期優良住宅の割合

本県は在来木造住宅の比率が全国的に高いが、小規模な工務店等においては長期優良住宅を標準仕様としていない場合が多い。制度のさらなる周知を図ることが重要である。

(8)住宅のリフォーム実施戸数の比率

本県の現状値は 5 年前より低下したものの、全国値(H30 : 3.6%)を上回っている状況にあり、リフォームへの意欲は高い。今後も、補助制度の活用等によりリフォームを推進する。

(10)既存住宅の流通シェア

本県の既存住宅流通の約 7 割を占める戸建住宅について、各種支援制度や普及啓発によりストック活用を推進する。

石川県住生活基本計画 2016				現況値 (集計年)
目標	成果指標 (見直し後)	策定時 (集計年)	目標値 (目標年)	
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	(1)子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.5% (H25)	70% (R7)	59.8% (H30)
	(2)高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合	75% (H26)	90% (R7)	85.5% (R2)
	(3)住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	53.1% (H25)	75% (R7)	52.7% (H30)
	(4)最低居住面積水準未満率	2.0% (H25)	早期に 解消	2.8% (H30)
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	(5)耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	76% (H25)	95% (R7)	82.0% (H30)
	(6)住宅のリフォーム実施戸数の比率	5.5% (H25)	7% (R7)	4.4% (H30)
	(7)省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	33.6% (H25)	50% (R7)	37.6% (H30)
	(8)新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (H26)	20% (R7)	9.8% (R2)
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	(9)空家等対策計画を策定した市町の割合	0割 (H26)	概ね8割 (R7)	10割 (R2)
	(10)既存住宅の流通シェア	15.9% (H25)	30% (R7)	13.5% (H30)
目標4 住宅地の居住環境・魅力の維持・向上	(11)街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 ※2	137 地区 (H26)	190 地区 (R7)	199 地区 (R2)
	(12)まちづくり活動団体数 ※3	222 団体 (H26)	300 団体 (R7)	271 地区 (R2)

※1 「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2 「石川県長期構想」より引用(市町のまちづくり条例等に基づくまちづくり協定締結地区、街なみ環境整備事業実施地区、地域連携沿道環境創出事業実施地区等の合計)

※3 「石川県長期構想」より引用(まちづくり活動を行うNPO法人、まちづくり協議会、地域づくりのボランティア活動を行っている団体等の合計)

(3) 成果指標の見直し状況

目標	見直しの区分	成果指標 (見直し前)	成果指標 (見直し後)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	【廃止】 (観測指標に移行)	(1)子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	豊かな住生活は、必ずしも面積のみで評価するものではないことから、観測指標に移行する。
	【追加】		[1]子育て世帯における住宅及び居住環境に対する満足度
	【見直し】	(2)高齢者生活支援施設を併設したサービス付き高齢者向け住宅の割合 高齢者を含む住宅確保要配慮者の多様なニーズを踏まえ、施設の併設のみでは評価が難しいため見直し。	[3]居住支援体制を構築した市町の人口カバー率 (法定の居住支援協議会の設立、住生活基本計画への支援体制の位置付け等)
	【継続】	(3)住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	[2]住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)
	【廃止】 (観測指標に移行)	(4)最低居住面積水準未満率	豊かな住生活は、必ずしも面積のみで評価するものではないことから、観測指標に移行する。
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	【継続】	(5)耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 ※1	[4]耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率
	【継続】	(6)住宅のリフォーム実施戸数の比率	[7]住宅のリフォーム実施戸数の比率
	【継続】	(7)省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	[5]省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)
	【継続】	(8)新築住宅における認定長期優良住宅の割合	[6]新築住宅における認定長期優良住宅の割合
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	【見直し】	(9)空家等対策計画を策定した市町の割合 全ての市町で計画を策定したため、空家の実態を表す指標に見直し。	[8]居住目的のない空き家数
	【継続】	(10)既存住宅の流通シェア	[9]既存住宅の流通シェア

目標	見直しの区分	成果指標 (見直し前)	成果指標 (見直し後)
目標4 安全で魅力 ある住まい づくり・ま ちづくり	【廃止】 (観測指標 に移行)	(11)街並み景観形成のための「まちづくり協定等」を締結した地区数 ※2	目標値を超えたため、観測指標に移行する。
	【継続】	(12)まちづくり活動団体数 ※3	[10]まちづくり活動団体数
	【追加】		[11]住宅の災害時の安全性に対する満足度(地震時の安全性・台風時の安全性)
	【追加】		[12]住環境の災害時の安全性に対する満足度(災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ)

※1 「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2 「石川県長期構想」より引用(市町のまちづくり条例等に基づくまちづくり協定締結地区、街なみ環境整備事業実施地区、地域連携沿道環境創出事業実施地区等の合計)

※3 「石川県長期構想」より引用(まちづくり活動を行うNPO法人、まちづくり協議会、地域づくりのボランティア活動を行っている団体等の合計)

見直し後の成果指標[1] [11] [12]については、県民の満足度を指標としている。これらは施策効果を客観的・具体的に示すものとして十分とはいえないものの、国土交通省の住生活総合調査を出典としており継続的な観測が可能であること、全国や他都道府県の数値との比較が可能であることから、施策効果を総合的に示すものとして採用している。

成果指標の設定にあたっては、現行の統計調査(住宅・土地統計調査、住生活総合調査等)により得られるデータに限界があること、目標の達成度を定量的に示す考え方が確立していないことなどの課題がある。施策効果をよりの確に把握するための充実した成果指標の設定が可能となるよう、今後の計画の見直しに向けて、国・市町等と連携して必要なデータの充実、定量化の検討等を行うことが重要である。

(4) 成果指標の目標値

目標	指標の区分	成果指標 (見直し後)	現状値 (集計年)	目標値 (目標年)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	子育て支援	[1]子育て世帯における住宅及び居住環境に対する満足度	81% (H30)	向上 (R12)
	バリアフリー	[2]住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	52.7% (H30)	75% (R12)
	セーフティネット	[3]居住支援体制を構築した市町の人口カバー率 (法定の居住支援協議会の設立、住生活基本計画への支援体制の位置付け等)	—	50% (R12)
目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	耐震化	[4]耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	82% (H30)	95% ※1 (R7)
	脱炭素化	[5]省エネルギー対策を講じた住宅の比率(二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	37.6% (H30)	50% (R12)
	長寿命化	[6]新築住宅における認定長期優良住宅の割合	9.8% (R2)	20% (R12)
	ストック活用	[7]住宅のリフォーム実施戸数の比率	4.4% (H30)	7% (R12)
目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	空き家	[8]居住目的のない空き家数	37,600戸 (H30)	4万戸程度におさえる (R12)
	流通促進	[9]既存住宅の流通シェア	13.5% (H30)	20% (R12)
目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	まちづくり	[10]まちづくり活動団体数	271団体 (R2)	300団体 ※2 (R7)
	住宅の防災	[11]住宅の災害時の安全性に対する満足度(地震時の安全性・台風時の安全性)	51% (H30)	向上 (R12)
	地域の防災	[12]住環境の災害時の安全性に対する満足度(災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ)	62% (H30)	向上 (R12)

※1 「石川県耐震改修促進計画」より引用

※2 「石川県長期構想」より引用(まちづくり活動を行うNPO法人、まちづくり協議会、地域づくりのボランティア活動を行っている団体等の合計)

なお、上記計画の見直し等により成果指標に変更があった場合は、本計画においても同様の変更があったものとみなす。

(5) 観測指標及び関連する目標

観測指標

目標	指標の区分	観測指標	現状値 (集計年)
目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域 社会の実現	子育て 支援	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	59.8% (H30)
	セーフティ ネット	最低居住面積水準未満率	2.8% (H30)
目標3 空き家活用の推進と 住宅市場の活性化	空き家	居住目的のない空き家の比率	7.0% (H30)
目標4 安全で魅力ある住まい づくり・まちづくり	まち づくり	街並み景観形成のための「まちづくり協定 等」を締結した地区数	199 地区 (R2)

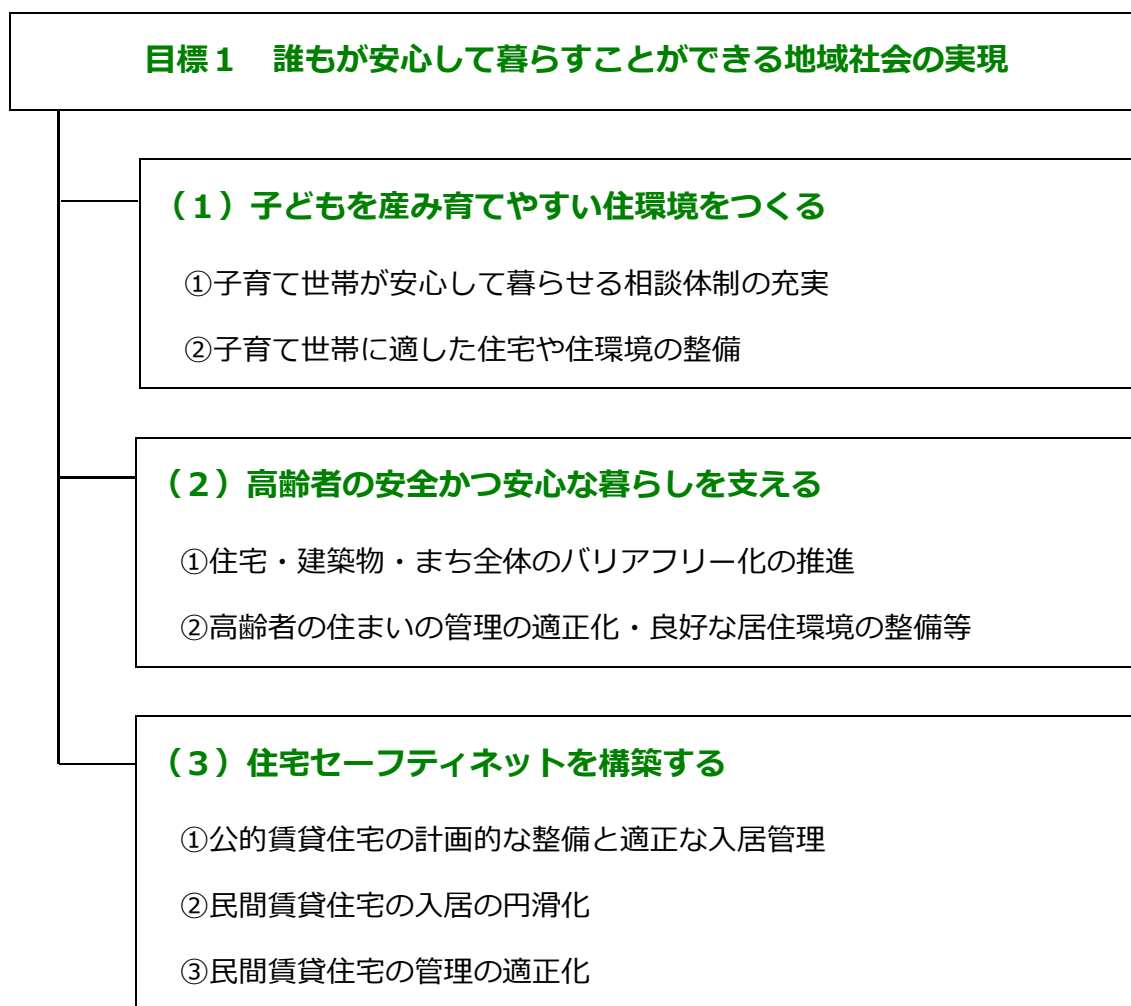
関連指標

老人ホームの整備目標については石川県長寿社会プラン 2021 に定めるとおりとし、当該計画の見直しにより整備目標に変更があった場合は、本計画においても同様の変更があったものとみなす。

3. 基本の方針と施策

目標1 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

◆施策構成



注)

- ・本文中に「」で記載されているものの一部は、「本県の取組み事項」を詳述しています
- ・本文に関連する内容について、コラムを掲載しています

(1) 子どもを産み育てやすい住環境をつくる

■ 基本の方針

少子化の進行は様々な要因が絡み合っており、その対策には多分野からのアプローチが必要である。住宅政策の担う役割は、子どもを産み育てやすい居住環境を提供することであり、具体的には、出産・子どもの成長・親との同居など、様々なライフステージの居住環境に対応するための情報提供や相談体制の充実、住み替え支援等を推進する。

■ 施策

(1)-①

子育て世帯が安心して暮らせる相談体制の充実

- ・ 子育てに適した住宅（対面キッチン、ゆとりある間取り、遮音性、広い浴室、物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変性等）の新築・取得・リフォームなどに関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制のさらなる充実を図る。
- ・ 子育て世帯の賃貸住宅への入居や住み替えがしやすくなるよう、住宅セーフティネット制度の普及を図るとともに、セーフティネット住宅の登録を推進する。
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅やセーフティネット住宅の情報提供を継続する。
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に関する相談体制の充実を図る。

(1)-②

子育て世帯に適した住宅や住環境の整備

- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。
- ・ 「プレミアム・パスポート事業」等により、住宅関連事業者の協力のもと、子育て世帯が行う住宅改修・新築費用・不動産仲介手数料の割引等を推進する。

セーフティネット

「安全のための網」のことで、社会生活、健康、経済など様々な分野において、損失の回避や救済のための仕組みを意味する言葉として用いられる。

セーフティネット住宅

高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された賃貸住宅

住宅確保要配慮者

高齢者、障害者など住宅の確保に配慮を要する者

- ・ 公営住宅における機関保証制度の導入を促進し、子育て世帯等の入居の円滑化を図る。
- ・ 公営住宅におけるひとり親世帯等の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した子育てしやすい住まい・まちづくりの普及・啓発を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地の集会所を活用した、団地内外の地域住民の交流活動や、高齢者・子ども等の各世代の交流活動を推進する。



本県の取組み事項

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

県内の住宅相談を行っている主な機関と行政により構成する組織で、県民からの住宅相談に迅速で的確な対応と総合的な住情報の提供ができるよう、各機関の情報交換、相談内容に適した機関への相談の受け渡し等の連携、相談能力向上のための研修を実施している。H15 年設立。

プレミアム・パスポート事業

子育てを社会全体で支えることを目的に、妊娠中の子を含めて 2 人以上の子ども(満 18 歳未満)がいる県内の家族を協賛企業が支援する制度。プレミアム・パスポートを協賛企業の店舗において提示することで割引等の特典が受けられる。対象となる協賛企業の店舗は約 3,000。

石川県防犯まちづくり条例に基づく指針

石川県防犯まちづくり条例に基づく、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する指針のこと。敷地内の配置・動線や、玄関、窓、バルコニー等の配慮事項について示している。

公的賃貸住宅の集会場を活用した交流活動

これまで、県営住宅の集会場において、こども食堂や高齢者向けサロン等の活動が実施されており、団地内外の各世代の交流がなされている。

(2) 高齢者の安全かつ安心な暮らしを支える（石川県高齢者居住安定確保計画）

※本項を含め、本計画における高齢者の居住の安定確保に係る部分は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「石川県高齢者居住安定確保計画」として位置づける。

■ 基本の方針

高齢社会にあっては、高齢期の生活を前提とした居住環境づくりが必要不可欠である。

物理的環境の面からは、住まいにおける障害（バリア）を解消するため、新築段階からのバリアフリー化と、既存住宅のバリアフリー改修の2つの視点から取り組みを行う。制度の面からは、住宅部局と福祉部局が連携し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの供給促進を図るなど、「住宅」から「施設」まで、高齢者の要支援・要介護状況に応じた多様な住まいの供給などにより、切れ目のない居住福祉体制を構築し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる居住環境の確保を図る。

また、多世代の支え合いや共生、高齢者の社会参加の観点から、相談体制の充実や公共施設を含むまち全体のバリアフリー化を推進する。

■ 施策

(2)-①

住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進

◆ バリアフリー化の推進・徹底

- ・ 将来、高齢や介護が必要な状態になっても住み慣れた住宅で安心した生活が営めるよう、「石川県住宅整備基準」等を活用し、バリアフリーに配慮した住宅の建設を推進する。
- ・ 高齢期の健康で快適な暮らしのため、ヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境に配慮した住宅の建設を推進する。[P51、52 コラム参照]
- ・ 「在宅支援型住宅リフォーム推進事業」等を活用し、既存住宅のバリアフリー化を推進する。
- ・ 「石川県バリアフリーアドバイザー」派遣制度により、住宅・公益的施設やまち全体のバリアフリー状況の確認や改善案作成のアドバイスを実施する。
- ・ バリアフリー改修に対する相談体制の充実等により、元気なうちの将来を見据えたリフォームを推進する。

バリアフリー

社会生活を営む上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。住宅・建築分野においては、特に、段差の解消や手すりの設置など高齢者・障害者にとっても利用しやすくなるような措置のことをいう。

ヒートショック

急激な温度の変化によって血圧が上下に変動することで起こる、心筋梗塞、脳梗塞などの健康被害

- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく届出制度により、建築物のバリアフリー対応状況について、審査・指導を徹底する。
- ・ 石川県バリアフリー条例による整備基準に基づき、公益的施設（建築物・道路・公園等）のバリアフリー化を徹底する。
- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく整備基準に適合していることを証する適合証の交付制度の普及により、公益的施設のバリアフリー化の推進を図る。

◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成

- ・ 新築住宅のバリアフリー化や既存住宅のバリアフリー改修に関する相談に対して、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」による相談体制を充実させる。
- ・ バリアフリー改修の設計・施工についての専門的知識を有する「石川県バリアフリーアドバイザー」「バリアフリー住宅改修事業者」の育成・登録を行う。
- ・ 「バリアフリー住宅改修事業者講習会」を開催し、リフォーム事業者等の資質向上を図る。

(2) - ②

高齢者の住まいの管理の適正化・良好な居住環境の整備等

◆高齢者向け住宅等の供給促進と管理の適正化

- ・ 福祉部局と連携し、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け居住施設の供給を推進する。
- ・ 介護が必要な状態となっても安心して生活できるよう、福祉施設と連携した居住環境の構築を推進する。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅における、生活支援サービスの内容等の運営情報の開示や管理の適正化を推進する。
- ・ 高齢者向け住宅に入居する高齢者に対して、契約・入居・生活支援サービス等に関する正しい説明・周知を図るため、説明会等を通じて不動産事業者等の高齢者向け住宅に対する理解を深める。
- ・ 高齢者が居住する住宅の耐震改修について、段階的な改修等を促進する。
- ・ 公営住宅における機関保証制度の導入を促進し、高齢者等の入居の円滑化を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地の集会所を活用した、団地内外の地域住民、高齢者、子ども等の各世代の交流活動を推進する。【再掲：1・(1) - ②】

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリーなど一定のハード面の基準を満たし、かつ、見守りなどの生活サービスを提供している高齢者向けの賃貸住宅

- ・ 高齢者の住み慣れた地域での在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問看護や看護小規模多機能型居宅介護などのサービスの基盤整備を推進する。
- ・ 計画圏単位を基本として、それぞれの地域の状況に応じて特別養護老人ホームなどの整備を計画的に進める。
- ・ 介護保険施設や軽費老人ホーム等の生活環境について、できる限り自宅での暮らしに近づけるとともに、個人の尊厳を確保する観点から、個室ユニット型を基本としつつ地域の実情を踏まえて整備を進める。

◆住宅相談体制の充実

- ・ 高齢期の住み替えや所有資産（住宅・土地）の活用、円滑な相続等による空き家発生の予防、リバースモーゲージを利用したリフォームなど、高齢期における住まいの悩みに関する相談体制の充実を図る。
- ・ 子育て世帯とその親世帯が近くで暮らし、助け合いながら子育てや介護ができるよう、市町が中心となって、三世帯同居・近居に関する相談体制の充実を図るとともに、必要なリフォームや住み替えに対する支援を行う。【再掲：1・(1)－①②】
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)－①】

リバースモーゲージ

高齢者等が自己の居住する住宅を担保として融資を受け、当該高齢者等の死亡時に住宅を処分すること等により一括返済するローンのこと



本県の取組み事項

石川県住宅整備基準

石川県バリアフリー条例に基づく、高齢者、障害者等が安全かつ快適に居住するために必要な住宅の整備に係る基準を定めたもの。室構成や耐久性・耐候性、健康維持増進等について定めた「全体計画基準」と、各室スペース寸法や設備について定めた「各部仕様基準」により構成されている。H11 策定。

在宅支援型住宅リフォーム推進事業

介護を要する状態にある高齢者や障害者が、自宅において安全で快適な生活を営むことができるよう手摺りの設置、段差の解消等、住宅のリフォーム費用に対して助成する事業(県から市町への間接補助)。R2 年度実績：28 件

石川県バリアフリーアドバイザー

県が建築士、福祉関係者などの専門家を無料で派遣し、住宅改修、公益的施設やまちづくりのバリアフリー上の問題や改善点などのアドバイスを実施する制度。累計派遣件数(H14～R2 年度)：647 件

バリアフリー住宅改修事業者

住宅改修事業者を対象とした講習会を受講し審査に合格した事業者を、「バリアフリー住宅改修事業者」として登録し、一方で、市町による介護保険に係る住宅改修費の支給等における代理受領制度の適用を登録事業者に限定することにより、高齢者・障害者等の身体状況に応じた的確なバリアフリーの住宅改修を推進している。H15 年度より実施。登録業務主任者数：175 人、登録事業者数：145 社(R3.4 現在)

(3) 住宅セーフティネットを構築する（石川県賃貸住宅供給促進計画）

※本項を含め、本計画における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に係る部分は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に基づく「石川県賃貸住宅供給促進計画」として位置づける。

■ 基本の方針

高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの基本的施策として、引き続き地方公共団体による公営住宅の直接供給を推進する。施設面からは、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替えや長寿命化改善などの確な更新・維持管理を行っていく。管理運営面からは、高額所得者への明け渡し請求の徹底や、住宅確保要配慮者に対するきめ細かな対応を行っていく。

また、関係団体等との連携を強化し、セーフティネット住宅の供給促進を図るなど、民間賃貸住宅も含め住宅確保要配慮者が安心して生活することができる居住環境を構築する。

■ 施策

(3)-①

公的賃貸住宅の計画的な整備と適正な入居管理

◆ 計画的な整備や的確な維持管理

- ・ 公的賃貸住宅の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕、的確な維持管理を行う。
- ・ 建替えや新規建設の際には、PPP/PFIも含め民間事業者の様々なノウハウや資金、技術の活用を検討する。
- ・ 建替えや新規建設の際には、住宅と併せて、にぎわい創出施設・高齢者支援施設・子育て支援施設・コミュニティ施設等の整備・併設を検討する。
- ・ 建替えや新規建設の際には、子育て世帯に適した住宅（対面キッチン、ゆとりある間取り、遮音性、広い浴室、物干しスペースの確保、間取りを容易に変更できる可変性等）の供給を検討する。

◆ 適正な管理運営

- ・ 管理事務においてマイナンバーを活用し、入居者の手続きの負担軽減を図る。

PPP/PFI (PPP:Public Private Partnership、PFI: Private Finance Initiative)

- ・ PPPとは、官民連携事業の総称。下記のPFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出しなどを含む。
- ・ PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと

- ・ デジタル回覧板を活用した、入居者の自治活動の円滑化について検討・試行する。
- ・ 高額所得者への明け渡し請求の強化を継続し、適正な入居者管理を実施する。
- ・ 家賃滞納解消を徹底するとともに、家賃を滞納したまま公営賃貸住宅を退去した者、いわゆる退去滞納者など悪質な事例の解決に向けた対策を引き続き強化する。

◆住宅確保要配慮者等の支援

- ・ 当選確率の優遇措置の実施など、真に住宅に困窮する世帯が公営住宅に入居しやすい選考方法の見直し・検討を引き続き行う。
- ・ ひとり親世帯等の優先入居や未就学児がいる世帯の収入基準の緩和を継続し、子育て世帯を支援する。【再掲：1・(1)－②】
- ・ 家賃債務保証事業者を活用した機関保証制度の導入を促進する。【再掲：1・(1)－②】
- ・ 子どもの成長に合わせた住み替え支援（子の成長や世帯員の増加により間取りが不一致となった場合に住み替えを可能とする）を継続する。
- ・ 高齢者の身体状況に合わせた住み替え支援（中高層階に住んでいる高齢者が希望する場合には低層階への住み替えを可能とする等）を継続し、適切な入居状態の確保を図る。
- ・ 介護等を目的とした親世帯・子世帯の同居・近居・隣居のための住み替え支援（親族の住戸近くへの住み替えを可能とする）を継続し、高齢者の住み慣れた住宅での生活を支える。
- ・ 高齢化率が高い団地でのシルバーハウジング・プロジェクトを継続する。
- ・ 駐車場が不足している団地において、居宅介護事業者の訪問等に対応するため、介護事業者専用の駐車区画の設置を検討する。
- ・ 市町の福祉部局・地域包括支援センター等と連携し、きめ細かな入居者対応を実施する。
- ・ 指定管理者と連携し、公営住宅モデル団地（平和町団地）での高齢者に対する見守り訪問を継続する。
- ・ 指定管理者と連携し、団地内の集会所を活用した高齢者等のサロンの開催、高齢者の見守り活動、入居者間の親睦活動（花いっぱい県住事業）等を継続する。
- ・ 団地の集会所を活用した団地内外の地域住民の交流活動や、高齢者・子ども等の各世代の交流活動を推進する。【再掲：1・(1)－②】

デジタル回覧板

電子回覧板ともいう。スマートフォンアプリ等を活用して、町会行事や配布物の情報共有等を行うもの。従来の紙による回覧と比較すると、即時性(会員に一斉送信可能)、双方向性(既読判定機能やイベント出欠確認等)、非接触性(ペーパーレスでの情報提供)等が特徴。

シルバーハウジング・プロジェクト

住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化、緊急通報装置の設置がなされた公営住宅等の供給と、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を行う制度

(3)-②**民間賃貸住宅の入居の円滑化**

- ・ 住宅確保要配慮者が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県内各地域におけるセーフティネット住宅の登録を推進する。
- ・ 居住支援法人等が実施する、住宅確保要配慮者の入居に協力的な不動産事業者や賃貸住宅の情報収集、不動産業者への同行、入居申込みのサポート等のきめ細やかな居住支援を推進し、賃貸住宅への入居の円滑化を図る。
- ・ ホームページ等により県内の公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、セーフティネット住宅の情報提供を継続する。【再掲：1・(1)-①、1・(2)-②】
- ・ 「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」や居住支援法人・居住支援協議会・自立相談支援機関による、住宅確保要配慮者向けの相談体制の充実を図る。
- ・ 居住支援協議会や居住支援法人と連携し、関係者間（社会福祉法人・医療法人等）での情報共有による適切な入居者支援や、生活相談・見守り等の入居後のサポートを継続する。

(3)-③**民間賃貸住宅の管理の適正化**

- ・ セミナーやパンフレットにより、賃貸住宅の家主や一般県民の住宅確保要配慮者に対する理解を深め、意識啓発を図る。
- ・ セミナーやパンフレットにより、賃貸住宅の家主に対して、セーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の活動などの支援制度の周知を図る。
- ・ 国の定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「残置物の処理等に関するモデル契約条項」等の周知により、賃貸住宅の管理における様々な問題の適正化を推進する。
- ・ 住宅の計画的な修繕や適正な維持管理について、事業者向けセミナー等による普及・啓発により、民間賃貸住宅ストックの質の維持・向上を図る。

居住支援法人

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証の提供、賃貸住宅の情報提供、相談などの支援を行う法人

居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係者等が連携して組織する協議会で、住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等を行う。

民間賃貸住宅の入居の円滑化のために定める事項

住宅セーフティネット法施行規則第3条第11号の規定により、住宅確保要配慮者として都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める者は次のとおりとする。

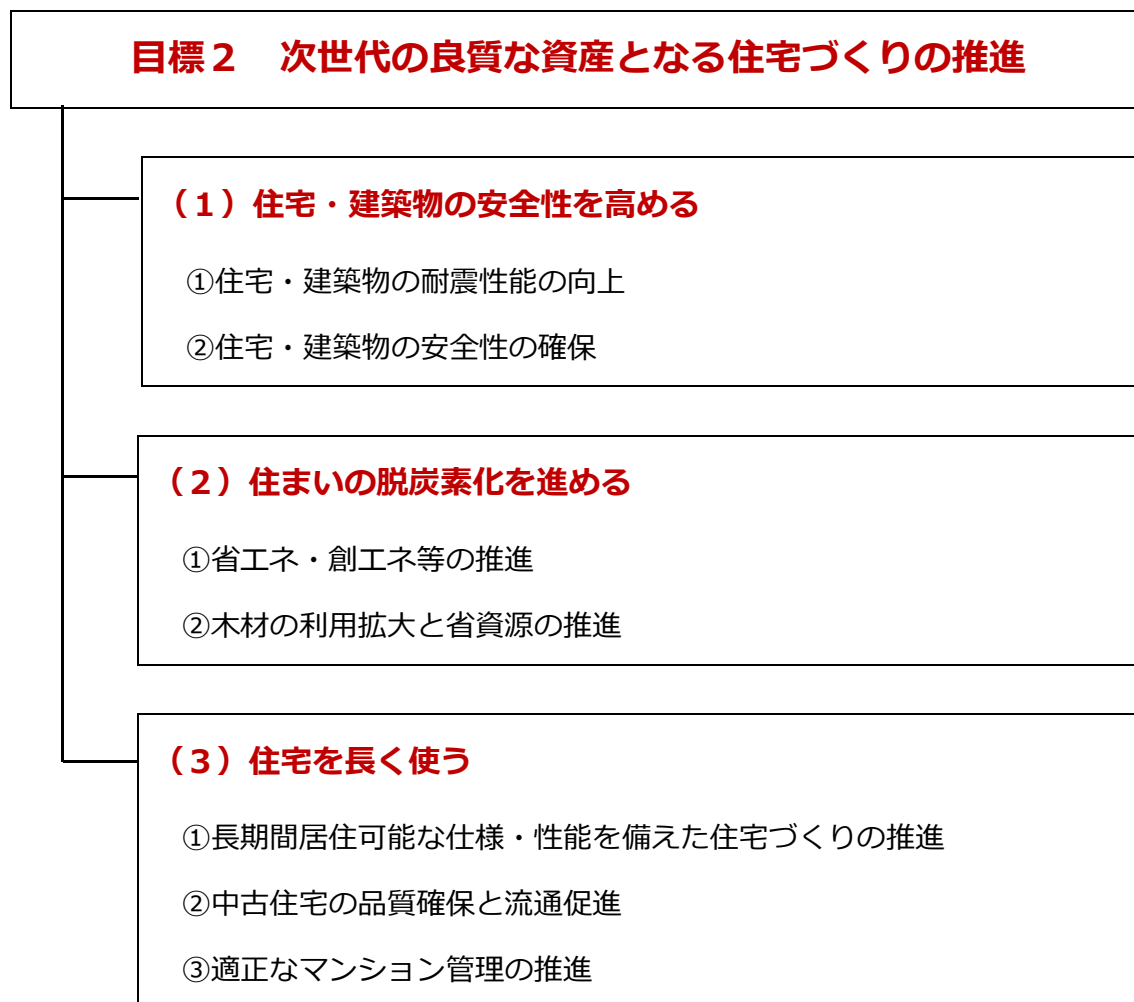
- [1] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成29年10月25日国土交通省告示第965号）－1（2）において、住宅確保要配慮者に含まれ得る者として例示されている者
- [2] 妊婦及び妊婦と同居している者（しようとする者を含む。）
- [3] 災害その他の事情により住宅の確保に配慮を要する者として知事が指定する者

成果指標

(1) 子育て世帯における住宅及び居住環境に対する満足度	81% (H30)	→	向上 (R12)
(2) 住宅のバリアフリー化率 (手すり設置、屋内の段差解消など高齢者等のための設備がある住宅)	52.7% (H30)	→	75% (R12)
(3) 居住支援体制を構築した市町の人口カバー率 (法定の居住支援協議会の設立、住生活基本計画への支援体制の位置付け等の支援体制)	—	→	50% (R12)

目標2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進

◆施策構成



(1) 住宅・建築物の安全性を高める

■ 基本の方針

県民の生命・財産を守るためには、住宅・建築物が安全なものでなければならない。これまでに発生した地震災害を教訓とし、石川県耐震改修促進計画に基づき、住宅や避難所、防災拠点施設等の耐震化の取り組みを継続する。

また、建築基準法の適正な運用等により、地震・火災等に対する安全性、健康安全性など、建築物に必要な安全性の確保を徹底していく。

■ 施策

(1)-①

住宅・建築物の耐震性能の向上

◆ 既存住宅等の耐震化促進

- ・ 「石川県耐震改修促進計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づき、住宅及び建築物の総合的な耐震化を促進する。
- ・ 「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」により、県・市町・事業者が連携して住まいの耐震化を推進する。
- ・ 市町と連携して全国トップクラスの充実した補助制度を継続し、県民の耐震改修を支援する。
- ・ 効率的に耐震化を進めるための具体的手法（段階的な改修、低コスト工法など）の周知により、住宅所有者の実情に応じた耐震化を推進する。

◆ 人材育成・意識啓発

- ・ 相談会・セミナーの開催、戸別訪問等を通じて、耐震化に関する県民意識の啓発を図る。
- ・ 「いしかわの住宅耐震事業者リスト」の公開により、県民が住宅の耐震化を検討する際の工事の相談や事業者選定を支援する。
- ・ 石川県建築士事務所協会による「木造住宅耐震診断士講習会」の開催により、住宅の耐震診断を担う建築士を育成する。
- ・ いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会等による事業者向け講習会「耐震リフォーム達人塾」の開催により、耐震化の技術・工法の普及を図る。

◆建築規制の実効性の確保

- ・ 「石川県建築行政マネジメント計画」に基づく施策の的確な実行により、違反建築物防止対策や建築物の維持・管理に努めるとともに、計画内容を定期的にフォローアップする。
- ・ 完了検査・中間検査制度の周知及び受検督促等を継続する。
- ・ 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関への立入調査等を実施し、法を順守した確実な建築確認を担保する。
- ・ 建築士事務所への立入調査や講習会等の開催により、建築士による重要事項説明や契約・工事監理報告書等に関して指導し、適正な業務の遂行を徹底する。
- ・ 現場巡回パトロールにより、違反建築物の早期発見及び未然防止を図る。
- ・ 建築基準法に基づく建築物定期調査報告制度について、未報告建築物に対する督促強化及び適切な是正指導を実施する。
- ・ 防災査察や定期調査報告の際に、建築物の所有者に対して既存不適格建築物の危険性や適正な維持保全について周知を図る。

◆住宅・建築物における健康被害の防止

- ・ 既存建築物のデータベースを活用し、アスベスト対策が未実施の建築物に対する除去や改修等の指導を徹底する。
- ・ 建設リサイクル法等に基づき、アスベストの分別解体・適正処分の徹底のための指導や定期的なパトロールを継続する。
- ・ 講習会等を通じて、ヒートショック対策やシックハウス対策、カビ・結露の防止などの周知を行い、住宅・建築物における健康被害の防止を図る。

◆住宅における火災対策の徹底

- ・ 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理に関する県民への周知・啓発を継続する。

◆雪に強い住環境の形成

- ・ 豪雪地等において、雪下ろしの負担・危険性を軽減するため、屋根融雪装置の普及等により住宅の克雪化を推進する。
- ・ 「雪に強い住まいづくりまちづくり」マニュアルを活用し、雪に強い住宅の設計指針、雪を活かすまちづくり活動、学生等と連携した雪かきのための住民組織づくり等の普及・啓発を図る。



本県の取組み事項

いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会

住宅の耐震改修の普及啓発を図るため、県、市町、事業者団体等により設立された協議会。工事費 150 万円までを全額補助する制度の周知、県民向け耐震相談会・セミナーの開催、低コスト工法の普及、いしかわ住宅耐震事業者リストの公開等を行っている。H30 設立。

いしかわ住宅耐震事業者リスト

県民が住まいの耐震化を検討するにあたり、「誰に頼んでよいか分からない」という状況を解消するため、県といしかわ住宅耐震ネットワーク協議会が連携し、耐震化に取り組む建築士事務所・工務店等をまとめたリストをホームページで公開している。リスト掲載数(R3.12 時点)：建築士事務所 80 者、工務店 83 者の計 163 者。

耐震リフォーム達人塾

耐震改修の低コスト工法や診断技術の知識の習得、耐震診断ソフトの演習、木造軸組を使用した施工体験等を行う、設計・改修事業者向けの実践的な講習会。H30 より年 2～3 回程度開催。

石川県建築行政マネジメント計画

県、県内特定行政庁等からなる「石川県建築行政連絡会議」が策定する計画であり、県民が安全で安心して生活できる環境を促進するため、「建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保」「違反建築物防止対策の総合的な推進」等を重点事項とし、官民一体となって推進する施策を位置づけている。現行計画の計画期間は R2～6 年度。

(2) 住まいの脱炭素化を進める

■ 基本的方針

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、住宅・建築物における省エネ対策の強化や再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、二酸化炭素の吸収源対策としての木材利用や、建設過程における資源消費・廃棄物の抑制に努める必要がある。

具体的には、住宅・建築物の外皮の高断熱化や高効率な省エネルギー設備機器の採用、自然エネルギーの利用を推進する。また、炭素貯蔵効果の高い木材の利用を拡大するとともに、リサイクル材の活用や住宅の長寿命化による建設・解体サイクルの延伸を図る。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出について、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成すること

■ 施策

(2) - ①

省エネ・創エネ等の推進

◆ 省エネ・創エネ等の推進 [P53、54 コラム参照]

- ・ 事業者向け講習会や国の支援制度の周知により、ZEHやZEH水準省エネ住宅の普及、建築物外皮の断熱性能向上、省エネルギー設備の設置を推進する。
- ・ 市町が中心となり太陽光発電設備や蓄電設備、家庭用ごみ処理装置など、省エネ・創エネに資する設備の設置を支援する。
- ・ 住宅の省エネ基準への適合義務化に向け、講習会やパンフレットの配布により事業者に対して改正法令や技術基準を周知する。
- ・ 建築物省エネ法に基づく届出制度により、建築物のエネルギー消費性能に関する審査・指導を徹底する。
- ・ 「いしかわエコリビング賞」の実施により、県民や事業者による住宅の省エネルギー化の取り組みを推進する。
- ・ 公的賃貸住宅の建替えや新規建設の際には、省エネルギー化や自然エネルギーの利用を推進する。

◆ 人材育成・意識啓発

- ・ 「石川県エコ住宅アドバイザー認定制度」を通じて、エコ住宅の建設や既存住宅の省エネ改修の設計・工事監理を的確に実施できる建築士を育成する。
- ・ 「いしかわエコハウス」を活用し、省エネルギーに資する構造・設備に関する技術の普及や、住まい方についての意識啓発を図る。
- ・ 「いしかわ流エコリビングのすすめ」や「いしかわ版エコ住宅改修マニュアル」の周知により、住宅の省エネルギー化に対する意識啓発を図る。

ZEH（ゼッチ/Net Zero Energy House）

住宅の省エネ基準よりもさらに高度な省エネ対策を行い、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入し、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅のこと

ZEH 水準省エネ住宅

省エネルギー性能がZEH水準である住宅のことで、外皮の断熱性能等と創エネを考慮しない一時エネルギー消費量がZEHの基準を満たすもの

住宅の省エネ基準

建築物省エネ法において、省エネ性能に関して住宅が備えるべきとされている基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準が定められている。

住宅の省エネ化 ～断熱リフォーム～

「ペアガラス」や「断熱」といった言葉をよく聞くようになりました。かつての日本の住宅は断熱性能が低く、特に冬は、暖房を止めると部屋がすぐに寒くなる、廊下やトイレがまるで屋外のように寒い、といったことが一般的でした。最近、外壁や屋根の断熱化、ペアガラス・断熱サッシの普及、冷暖房設備の効率化などにより、省エネ化が進み温熱環境も改善してきています。

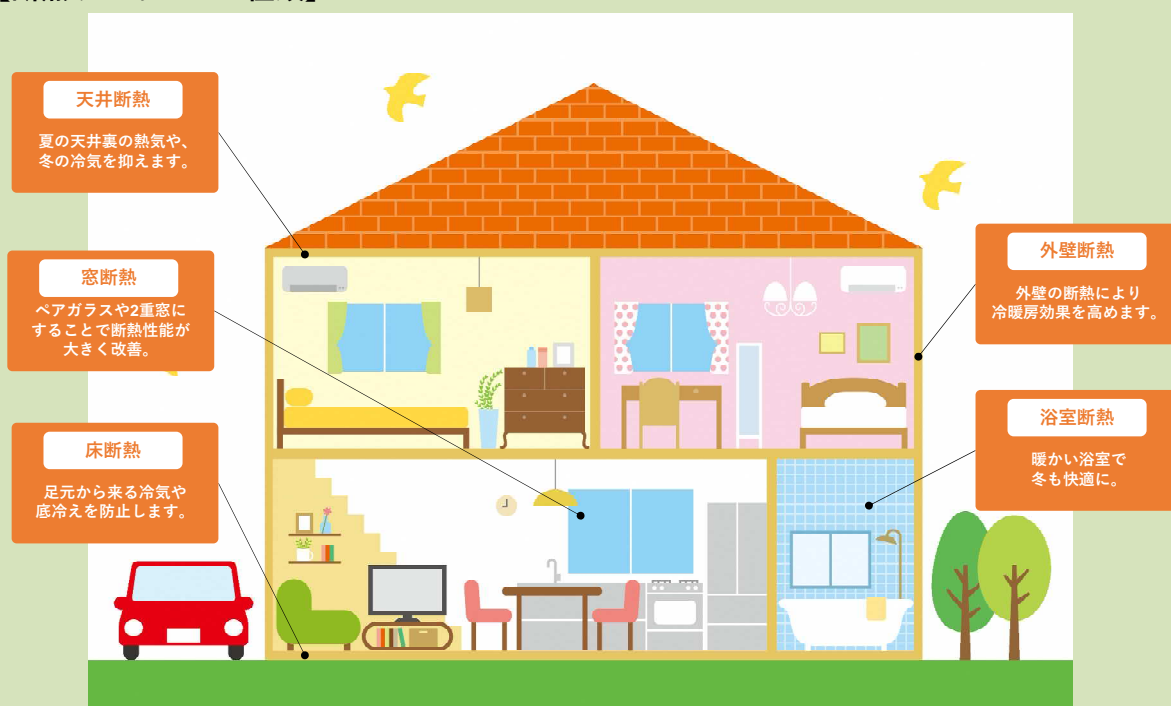
このような住宅の品質・環境改善には、2つの大きな効果があります。

1つは、省エネルギー化による地球環境への貢献です。2050年カーボンニュートラルの実現のためには、住宅・建築物における省エネ対策は必須であり、省エネに関する基準についても強化される方向にあります。

もう1つは、快適性の向上や健康被害の防止といった住まい手自身のメリットです。断熱性能の向上等により、室内における不愉快な気流や窓に発生する結露、夏場の2階の暑さや、冬場の浴室の寒さなどを改善することができます。

新築住宅の省エネ化はもちろんのこと、断熱リフォームや、屋根への太陽光パネルの設置など、住宅の省エネ化には様々な方法があります。省エネに関する技術や事例、また住まい方の工夫などについて、一層の普及が図られることが重要です。

【断熱リフォームの種類】



住宅の省エネ化

～健康被害の防止・省エネ機器・エコな住まい方～

健康被害の防止

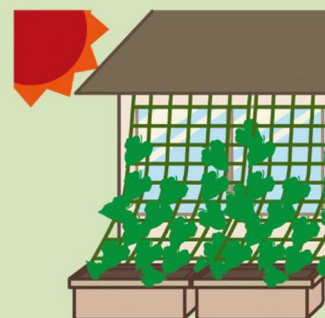
脱衣室と浴室～浴槽等の激しい温度変化により、血圧が急変動し心筋梗塞や脳梗塞が起こる、いわゆる「ヒートショック」によって、年間1万人以上の方が亡くなっていると言われています。また、浴室だけでなく、例えば寝室の温度が低いことにより、起床時には心臓に大きな負担がかかるとも言われています。このようなことから、住宅の断熱性を高めることは、住まい手の健康の維持に大きく貢献すると言われています。

様々な省エネ機器

最近、技術の向上により高効率で省エネな設備機器が多く開発されています。例えば給湯器では、空気の熱を利用する「エコキュート」や、ガスの排熱を再利用する「エコジョーズ」などが有名です。エアコンや冷蔵庫には、省エネ性能を星（★）の数で表す「省エネルギーラベル」が付されていますので、購入の際に参考とするとよいでしょう。照明器具については、蛍光灯に比べ寿命の長いLEDが大きく普及してきました。当初は、光の色味などに課題ありましたが、最近はおしゃれで光色も良いものが増え、一般的になっています。

エコな住まい方

住宅や設備だけでなく、住まい方にも、省エネのための様々な工夫があります。例えば、照明や冷暖房、お湯などは、出しっぱなし・付けっぱなしに気を付けるだけでも省エネになります。カーテンやじゅうたんなど備品による遮熱対策も可能ですし、庭の緑化やグリーンカーテンの設置は、省エネだけでなく暮らしの豊かさにもつながるものです。住まいの様々なシーンにおいて、実践できそうなことから始めることが大切です。



- ・ 炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT（直交集成板）等の活用を図る。
- ・ 公的賃貸住宅の建替え事業や公共建築物の整備等において、木材の利用を推進する。
- ・ 木造建築に関する助言を行うアドバイザーの設置等を通じて、公共建築物や民間非住宅建築物への木材の利用を推進する。
- ・ 公的賃貸住宅の建替え事業や公共事業において、「石川県エコ・リサイクル認定製品」の使用を推進する。
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出等により、住宅・建築物の分別解体を徹底する。
- ・ 講習会等により、「石川県エコ・リサイクル認定製品」の紹介や住宅の長寿命化に対する意識啓発を図る。



本県の取組み事項

いしかわエコリビング賞

今後の地球温暖化対策を進めるうえで重要である住宅におけるエネルギー消費に着目し、省エネ性能等に優れた住宅と日々の暮らしにおける省エネの工夫を普及させるため、これらに優れた取組みを表彰している。累計表彰実績(H21～R3 年度)：127 件

石川県エコ住宅アドバイザー認定制度

エコ住宅の普及を図るため、エコ住宅の建設及び省エネ改修に係る設計及び工事が適切に実施されるよう、それらの知識・経験を有する建築士を「石川県エコ住宅アドバイザー」として県が認定する制度。定期的な講習会受講を更新の要件としている。H22 年度創設。アドバイザー数(R3.4 現在)：226 名

いしかわエコハウス

環境省の21世紀環境共生型住宅、いわゆるエコハウスのモデル整備事業として、工業試験場敷地内に建設したモデルハウス。H21 年度建設。累計来場者数(H22～R2 年度)：61,425 人

いしかわ流エコリビングのすすめ

住宅の省エネ化を推進するため、断熱性能・気密性能の向上、高効率危機の導入、住まい方の工夫に関するポイントや、省エネに配慮した新築・改修事例を紹介する冊子。R1 年度作成。

いしかわ版エコ住宅改修マニュアル

リフォームを機会に「エコに配慮した住宅」とし、快適で長く住み続けるための県民向け改修マニュアル。エコ改修のポイントや、部位別の断熱改修工事の手法や特徴、改修モデル例等について記載。H24 年度作成。

石川県エコ・リサイクル認定製品

県内で発生した循環資源をできるだけ県内で利用する地域完結型リサイクル社会の構築のため、品質・安全性・再生資源の配合率等を審査し、一定の基準に適合する製品を県が認定する制度。屋根瓦をリサイクルした舗装材など、79 製品が認定されている(R3.11 現在)。

CLT（直交集成板）（Cross Laminated Timber）

ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネルのこと。鉄筋コンクリート造などと比べてコンクリートの養生期間が不要であるため、工期の短縮が期待できることや、建物の重量が軽くなり、基礎工事の簡素化が図れること等の利点がある。

(3) 住宅を長く使う

■ 基本の方針

住宅を長く使うためには、長期間居住可能な仕様・性能としての確に維持管理していくとともに、中古住宅の流通促進によりストックを社会全体で活用していくことが必要である。そのため、住宅の品質向上施策と中古住宅市場の活性化施策を、一体的に進めていくことが重要である。

長期的な使用のため、長期優良住宅の普及等による履歴情報の保存・活用や、今後、大規模な修繕や更新時期を迎えるマンションストックについて、良好な居住環境の維持に必要な適正なマンション管理を推進する。

■ 施策

(3)-①

長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進

- ・ 講習会やパンフレットによる周知を通じて、長期優良住宅の供給を推進するとともに、住宅の長寿命化に対する意識啓発を図る。
- ・ 住宅性能表示制度や住宅瑕疵担保履行法の的確な運用により、住宅の質の向上及び欠陥住宅の発生の予防を図る。
- ・ 内装・設備等の改修を容易とするためスケルトン・インフィル（S I）の理念を普及するとともに、公的賃貸住宅の建替えや新規建設の際にはS Iの理念に基づく整備を基本とする。
- ・ 公的賃貸住宅の長期的な活用計画及び長寿命化計画に基づいて、計画的な建替えや修繕、的確な維持管理を行う。【再掲：1・(3)-①】

ストック

ある時点における資本の数量のことをいい、住宅においては既に建築されている住宅を指す。

長期優良住宅

劣化対策、耐震性、維持管理の容易性など、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅

R4.2より、下記の住宅性能評価書の交付を受けることで、長期優良住宅の認定における審査が省略されることとなった。

住宅性能表示制度

耐震性や省エネ性など住宅の基本的な性能・水準について、共通のルールにより第三者機関（登録住宅性能評価機関）が評価し、住宅性能評価書が交付される制度

住宅瑕疵担保履行法

新築住宅を供給する事業者は、欠陥があった場合に備えて住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務付けられている。住宅に瑕疵があった場合には、補修等を行った事業者に保険金が支払われる。

(3)-②

中古住宅の品質確保と流通促進

- ・ 耐震改修補助制度と他の補助制度をパッケージ化したPRを行うなど、住宅リフォームに関する支援制度等の普及啓発により、既存住宅の品質を向上させる一体的なリフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー・居住性向上等)を推進する。
- ・ 「石川県バリアフリー社会推進賞」や「いしかわエコリビング賞」等による良質なリフォーム事例や改修手法等について、広く県民に広報する。
- ・ 消費者が安心して中古住宅を取得できるよう、「安心R住宅」の普及を図る。
- ・ 「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の活用等により、建物状況調査(インスペクション)を推進し、中古住宅の流通促進を図る。
- ・ 不動産関係団体等と連携し、中古住宅の取得や売買に関する相談体制の充実を図る。
- ・ 不動産関係団体等に対してリフォーム制度のさらなる周知を行い、販売前の段階での総合的なリフォーム等による物件の魅力向上を図る。

(3)-③

適正なマンション管理の推進

- ・ 分譲マンションの棟数、建築年度、マンション管理組合の設置状況等の把握やデータベース化を検討する。
- ・ マンション管理士を活用した分譲マンションの適正管理などを支援する施策を検討する。
- ・ マンション管理に従事する者向けの講習会を開催し、マンション管理組合や管理業を営む事業者の資質向上を図る。
- ・ マンション関連団体と連携し、管理組合の組織化や育成を推進する。



本県の取組み事項

石川県バリアフリー社会推進賞

バリアフリー社会の実現に向けて、県内で先駆的・模範的なバリアフリー社会づくりへの取組や活動を行っている個人や団体を、「施設部門」「活動部門」「福祉用具部門」において県が表彰するもの。累計表彰実績：359件(H11～R3年度)。

安心R住宅

耐震性があり、雨漏りが認められないなど、一定の条件を満たした中古住宅に、国の登録を受けた事業者団体の構成員が「安心R住宅」のロゴマークを付けて広告できる制度

建物状況調査(インスペクション)

既存住宅の構造上主要な部分等の状況について、既存住宅状況調査技術者講習を修了した技術者(既存住宅状況調査技術者)が既存住宅状況調査方法基準に従って実施する調査

成果指標

(4) 耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅 ストックの比率	82.0% (H30)	→	95% ※ (R7)
(5) 省エネルギー対策を講じた住宅の比率 (二重サッシ又は複層ガラスが使用された住宅)	37.6% (H30)	→	50% (R12)
(6) 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	9.8% (R2)	→	20% (R12)
(7) 住宅のリフォーム実施戸数の比率	4.4% (H30)	→	7% (R12)

※「石川県耐震改修促進計画」より引用

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

◆施策構成

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化

(1) 空き家の適正管理・活用を進める

- ① 空き家の適正管理の推進
- ② 老朽危険空き家対策の推進
- ③ 空き家発生の予防や多様な利活用の推進

(2) 既存住宅の流通を進める

- ① 安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及
- ② 空き家や移住に関する情報提供の充実
- ③ 古民家の再生・活用の推進

(1) 空き家の適正管理・活用を進める

■ 基本の方針

空き家問題への対策として、空き家の適正管理、老朽化による危険な空き家の除却、空き家の多様な利活用を一体的に進めていく必要がある。

空き家の適正管理については、住宅所有者や管理者による適切な維持保全を推進する。危険な空き家については、市町の「空家等対策計画」に基づき、保安上・衛生上有害な空き家の除却を行う。また、空き家の多様な利活用としては、中古住宅市場の活性化や、各地域での空き家情報の提供・充実、関係団体や移住政策と連携した活用を推進する。

■ 施策

(1)-① 空き家の適正管理の推進

- ・ 空き家対策の主体である市町に対し、金沢弁護士会等と連携した「空家等対策連絡会議」の開催等により情報提供や連絡調整を継続する。
- ・ 市町による空き家実態調査や空き家管理条例の制定等について、情報提供や技術的支援を継続する。
- ・ 空き家の所有者や管理者に対し、適正管理の重要性や管理上のポイント、管理代行サービス等について周知・意識啓発を図る。
- ・ 関係団体等と連携し、中古住宅や空き家に関する相談体制の充実を図る。
- ・ 地域住民が主体となっていく空き家の管理や空き地の除草・小公園的な利用などの活動（エリアマネジメント等）に対する支援を検討する。

(1)-② 老朽危険空き家対策の推進

- ・ 老朽化した危険な空き家について、空家等対策特別措置法及び「空家等対策計画」に基づく計画的な除却を推進する。
- ・ 市町が実施する老朽化した危険な空き家の除却への取り組みについて、技術的支援を継続する。
- ・ 「空き家再生等推進事業」を活用し、老朽化した危険な空き家解体後の空き地の公共的利用を推進する。

空き家管理代行サービス

空き家となっている住宅について、所有者に代わって、定期的な郵便物の確認や室内の換気、除草などを行うサービス

- ・ 空き家の所有者や、親の住宅を相続する可能性のある子世代等に対し、空き家の適正管理や活用 [P62 コラム参照]、円滑な相続等について意識啓発を図る。
- ・ 市町による空き家情報バンクの充実により、空き家を活用しやすい環境づくりを推進する。
- ・ ホームページやパンフレット、相談窓口により、古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。
- ・ 体験居住や週末居住、UIJターンなど、移住・定住政策と連携した空き家の活用を推進する。
- ・ 市町が実施する空き家を再生・活用した公共施設・商業施設・コミュニティ施設等の整備や、空き家の除却跡地を活用した地域活性化のための取り組みを推進する。
- ・ 事業者向け講習会等を通じて、空き家の賃貸化や用途変更に関する制度、法令上の制限について周知を図り、適切な空き家活用を推進する。
- ・ 専門団体や地域づくり団体等と連携した空き家活用のマッチングや除却に向けてのコーディネートを支援する取り組みについて検討する。



本県の取り組み事項

空家等対策計画

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画。県内ではR元年度末までに全ての市町が策定済。

空家等対策連絡会議

県と市町が参画する会議であり、空き家対策に対する国の施策や先進事例の紹介、市町相互の意見交換を実施。H27年度設置。

UIJターン

進学や就職等による人の移住を、UターンやJターンと呼ぶことがある。Uターンとは主に、地方から都市部へ移住した人が、就職等で再び出身地へ戻ることをいう。Jターンとは、地方部から都市部へ移住した人が、出身地とは別の地域へ移住することをいい、人の移動をアルファベットの「J」の字に見立てている。また、Iターンとは、主に都市部から地方部への人の移住のことをいう。これらを総称し、UIJターンと呼んでいる。

空き家の管理・利活用

平成30年の住宅・土地統計調査によれば、居住目的の無い空き家（賃貸の空き物件等ではない、いわゆる「空き家」）の数は、全国で約350万戸、石川県内では約3万8千戸となっています。空き家の数は年々増加しており、今後もその傾向は続くと考えられます。

空き家は、実は誰にとっても身近な問題です。核家族化や世帯の少人数化が進み、親と離れて生活することが当たり前となった現在、高齢となった親の施設入所や死亡などにより、誰もが空き家を相続・所有する当事者となりうるのです。

相談窓口の活用

石川県宅地建物取引業協会や各市町において、空き家相談窓口が開設されています。除草・清掃など日常の管理のことや、相続・登記など法律関係、また空き家を所有したり、将来相続することへの不安など、様々な相談を受け付けています。空き家について、どのようにしたらよいか分からない、誰に相談すればよいか分からない、といった悩みをお持ちの場合は、相談窓口を活用しましょう。

空き家管理代行サービス

最近、空き家の管理を代行するサービスが県内の様々な団体や企業により提供されてきています。主なものを見てみると、建物の点検・確認（傷みや雨漏りなど）や、定期的な通風・換気、水道の通水、庭の除草や樹木の剪定、郵便物の確認・ポストの整理などがあります。

また、一部の市町では、ふるさと納税の返礼品として空き家管理代行サービスを選択することができます。現時点ではこれらのサービスの利用者はそれほど多くないようですが、建物は人の手が入らないと、どんどん傷んでしまいますので、遠方に住んでいたり仕事が忙しかったりと、空き家の管理が難しい場合は、サービスの活用が有効です。



空き家の利活用

空き家を適正に管理したり除却するだけでなく、新たな価値を持たせて利活用することも大変有意義なことです。空き家や古民家を登録する物件バンクの取り組みは各地でなされており、移住者のための住まいとして、あるいは宿泊施設や、地域の交流施設として利活用する事例も生まれています。石川県でも「いしかわ暮らし情報ひろば」や市町のホームページにおいて空き家の情報を紹介しており、様々な利活用の取り組みが進められています。

(2) 既存住宅の流通を進める

■ 基本の方針

安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及を図るとともに、住宅の点検・改修等の履歴情報の蓄積の推進、空き家情報の充実等により、中古住宅の流通促進を図っていく。また本県では、地域資源としても貴重な「古民家」(能登、金沢、加賀の地域性を反映した町家・農家など)が多数残っており、ストック活用の象徴的な取り組みとしても、これらの再生・活用を推進する。

■ 施策

(2)-①

安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及

- ・ 消費者が既存住宅の性能を評価できるよう、不動産関係団体等と連携し、建物状況調査（インスペクション）を推進する。
- ・ 中古住宅が取得しやすくなる仕組みとして「安心R住宅」の普及を推進する。
- ・ 長期優良住宅の供給推進を通じて、住まいの維持保全の状況に関する記録の作成・保存を推進する。
- ・ 住宅の所有者に対し、点検・改修等の履歴情報の蓄積の重要性について周知・啓発を図る。
- ・ 講習会等を通じて、既存住宅の調査方法基準や「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の周知により、的確かつ中立な立場で調査を実施できる人材（インスペクター）の育成及び調査の質の向上を図る。

(2)-②

空き家や移住に関する情報提供の充実

- ・ 市町による活用可能な空き家の発掘や空き家バンク登録物件の充実を図る。
- ・ 移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」を活用した、住まいや移住に関する情報提供の充実を図る。

(2)-③

古民家の再生・活用の推進

- ・ 改修・リノベーションや用途変更について、事例の紹介や制度の周知により、古民家（町家・農家等）の再生・活用を図る。
- ・ 歴史的建造物の保存・活用に対する専門家の派遣や活用を図る。

リノベーション

リフォームという言葉が、単なる改修や更新を表すことが多いのに対し、リノベーションとは大規模な改修や用途・使い方の変更を伴い、建物に新たな価値・機能を持たせるものを言うことが多い



本県の取組み事項

いしかわ暮らし情報ひろば

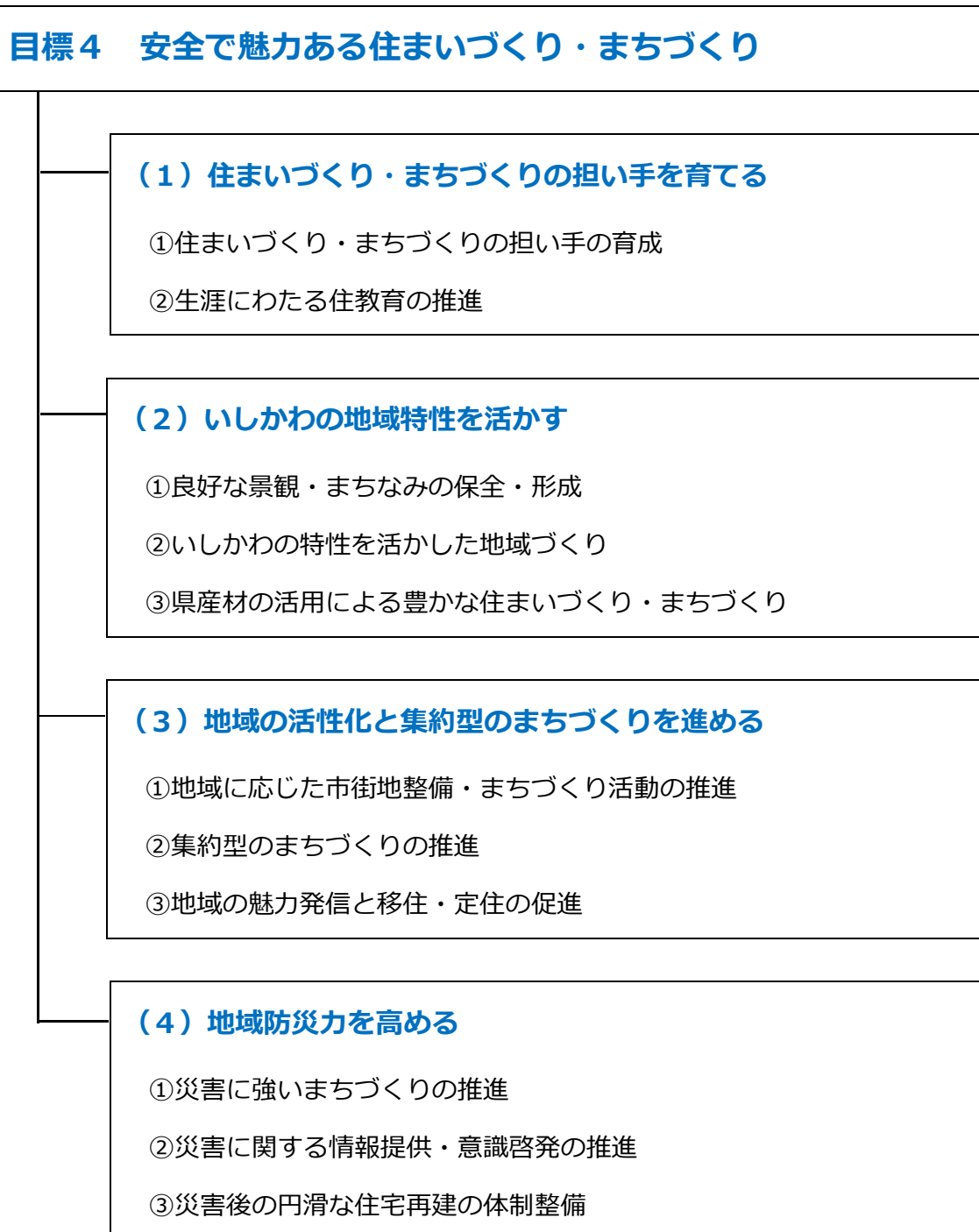
石川県へUIターン・移住したい人のためのポータルサイト。移住のためのポイントや暮らし・仕事に関する情報のほか、各市町の「空き家バンク」に登録された物件情報をデータベース化し情報提供を行っている。

成果指標

(8) 居住目的のない空き家数	37,600戸 (H30)	→	4万戸程度 におさえる (R12)
(9) 既存住宅の流通シェア	13.5% (H30)	→	20% (R12)

目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり

◆施策構成



(1) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる

■ 基本の方針

良好な住まいやまちをつくり、豊かな住生活を維持していくためには、居住する住まい手や住宅をつくる担い手、まちづくりに関わる地域住民や専門家等の様々な主体の育成・意識の向上が重要である。これらの「人づくり」となる施策を推進し、あらゆる世代に対して様々な場面で、住生活への関心の高揚、技能見識の向上を図る。

■ 施策

(1)-①

住まいづくり・まちづくりの担い手の育成

- ・ 住宅の耐震化や省エネルギー化、まちなみ・景観づくり、空き家の活用やマッチングなど、住宅・まちづくり分野における様々な専門家の育成と活動の支援を継続する。
- ・ 県や関連団体の主催による講習会等を通じて、住宅・建築に関する専門技術者の育成やアドバイザー派遣体制の強化を図る。
- ・ 「石川県ハウジングスクール」や建築現場における研修を通じて、これからの住まいづくり・まちづくりを担う若手技術者の育成を図る。
- ・ DXの進展を踏まえ、BIMやIoTなど建築分野における新技術の周知等により、県内住宅産業の活性化を促進する。
- ・ 伝統的建造物に関する情報収集・記録保存等を行い、伝統技術の継承を図る。

(1)-②

生涯にわたる住教育の推進

- ・ 新しい住まい方 [P72、73 コラム参照]やDXなど、社会の変化に対応した各種情報の発信により、県民の住生活の向上を図る。
- ・ 子ども達の住まいに対する関心や良好な住生活への意識を育むため、住まいに関する絵画コンクールを実施する。

DX (Digital Transformation)

デジタル化によって人間の生活のあらゆる面で起こってくる変化のことを言い、狭義には、デジタル技術を活用したビジネスモデルの創出や組織・業務の変革をいう。

IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語

BIM (Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に三次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステムのこと

- ・ 「いしかわエコハウス」の活用等により、カーボンニュートラルを目指した住まいや住まい方について意識啓発を図る。
- ・ 県民向けセミナーや相談会の開催により、住まいに関する様々な疑問や悩みの解決をサポートする。
- ・ 地域へのお出前講座により、各種の情報提供を行うとともに、住まいやまち・地域に対する関心の向上を図る。



本県の取組み事項

石川県ハウジングスクール

県内の住宅建設関係者等を対象として、多様化する住まいへのニーズに対応した最新技術情報の提供・普及等による技術力向上を目的として、住宅関係団体等で組織する「いしかわ 21 世紀住まいづくり協議会」が年 5 回程度開催している講習会。累計実績(H8～R2 年度)：171 回開催、延べ 9,299 名受講

(2) いしかわの地域特性を活かす

■ 基本の方針

南北に長い本県には、変化に富む地形・風景や、それぞれの地域の歴史に基づくまちなみなど、多くの地域資源が存在している。また、金沢都市圏を中心としながらも田園や農村まで様々な地域を有することや、住宅の面積が広いこと、在来木造住宅の比率が高く、その建設に杉や能登ヒバ等の県産材が活用されていることなども、本県の特徴である。

これらの地域性や景観資源を強みとした住まいづくり・まちづくりを展開していくことで、地域の魅力を一層向上させ、県民の豊かな住生活の構築を目指す。

■ 施策

(2) - ①

良好な景観・まちなみの保全・形成

- ・ 石川県景観計画をはじめ、各市町の景観計画、各地域で締結されているまちづくり協定などに基づく、形態・色彩の規制・誘導や補助制度を活用して、景観形成に寄与する住まい・まちづくりを推進する。
- ・ 公共施設整備を行う場合には、「石川県公共事業景観形成指針」や「石川県公共事業景観形成ガイドライン」等に従い、整備を通じて、県が率先して良好な景観の創出を図る。

景観計画

景観法に基づき、地方公共団体が地域の良好な景観形成を図るために策定する計画。重点的に景観を保全する区域の設定や、建築物の形態・色彩等の制限を行うことができる。

- ・ 「いしかわ景観絵画コンクール」や「いしかわ景観教室」の開催等により、地域への愛着を深め、景観づくりへの意識啓発を図る。

(2)－②

いしかわの特性を活かした地域づくり

- ・ 住宅や土地の広さを活かした、ゆとりと潤いのある住環境づくりを推進する。
- ・ 町家や農家などの再生・活用による、いしかわらしい魅力的な住まいづくりを推進するとともに、改修・利活用の事例紹介により、同様の取り組みの広がりを推進する。
- ・ ホームページやパンフレット、相談窓口により、古民家（町家・農家等）を含めた空き家情報の充実を図る。【再掲：3・(1)－③】
- ・ 里山里海景観や歴史的なまちなみの保全による、地域全体の魅力の向上を図る。
- ・ 県内の近代建築や現代建築などの地域資源の紹介・PRにより、観光振興・地域振興を図る。

(2)－③

県産材の活用による豊かな住まいづくり・まちづくり

- ・ 住宅・建築分野における県産の建築材料（木材・石材・瓦・漆・伝統的工芸品等）の使用を推進する。
- ・ 「いしかわの森で作る住宅推進事業」や「いしかわの木づかい表彰」制度等を通じて、県産材の利用促進や木の良さを活かした住まいづくりを推進する。
- ・ 木造建築に関する助言を行うアドバイザー設置等を通じて、公共建築物や民間非住宅建築物等への県産材利用を促進する。【再掲：2・(2)－②】
- ・ 公的賃貸住宅の建替え事業や公共建築物の整備等において、木材の利用を推進する。【再掲：2・(2)－②】
- ・ 林業事業者、木材関連事業者、住宅供給事業者等が連携した県産材の利用促進に向けた体制づくりを進める。



本県の取組み事項

石川県公共事業景観形成指針

石川県景観総合条例に基づく、公共事業等による良好な景観の保全・創出を図るための目指すべき方針や整備指針等を定めたもの。対象施設は、道路、橋梁、公共建築物等。H21 策定。

石川県公共事業景観形成ガイドライン

石川県公共事業景観形成指針の解説書として策定されたもので、整備指針の具体的な配慮事項を図や事例写真を用いて提示するとともに、計画・設計から施工、維持管理、増築・修繕等の各段階における運用方法等について定めたもの。H21 策定。

いしかわ景観絵画コンクール

景観形成の普及啓発の一環として、小学生を対象とした「私が好きないしかわの風景」をテーマとした絵画コンクール。H21 より毎年開催。

いしかわ景観教室

子ども達が身近な景観について学ぶことで、そのよさに気づき、感じ、自ら考えることを目指した小学校高学年向けの体験学習。景観やデザインの専門家等を講師として、まちなみや眺望等をテーマとした現地探検、グループ討議・発表等を行っている。応募のあった小学校から例年2～3校程度を対象として実施。

いしかわの森で作る住宅推進事業

県産材の利用を促進するため、県産材を一定量以上使用した住宅や県産材を使用した外交部(塀・柵・ウッドデッキ)に対して県が補助する制度。

いしかわの木づかい表彰

建築分野における県産材の利用に顕著な貢献のあった者や、他の模範となる県産材を利用した施設、優れた県産材使用製品などを紹介し、普及啓発することを目的とした県の表彰制度。R1 創設。

(3) 地域の活性化と集約型のまちづくりを進める

■ 基本の方針

再開発事業等による都市機能の合理化や、まちなみ修復型の再整備、コミュニティ拠点の整備など、地域の実情に応じた様々な手法により、まち・地域の機能向上を図るとともに、持続可能でにぎわいのある集約型のまちづくりを推進する。また、まちや地域の魅力を積極的に発信することで、移住・定住を促進し、にぎわいと活力の維持を目指していく。

■ 施策

(3)-①

地域に応じた市街地整備・まちづくり活動の推進

- ・ 都市中心部において「市街地再開発事業」や「住宅市街地総合整備事業」による都市機能の更新を推進する。
- ・ 「街なみ環境整備事業」等により、狭あいな道路の解消や景観の改善など良好な住宅地形成を

推進する。

- ・ いしかわまちづくり技術センターや石川県NPO活動支援センター等の関係機関と連携し、まちづくり組織の立上げや住民主体のまちづくり活動をきめ細かく支援する。
- ・ 公共施設の再整備において、PPPやPFIなどの様々なノウハウの活用により、地域活力の向上を図る。
- ・ 石川県防犯まちづくり条例に基づく指針の普及により、防犯に配慮した住まい・まちづくりの普及啓発を図る。

(3)-②

集約型のまちづくりの推進

- ・ 市町が策定する立地適正化計画等に基づき、都市の中心拠点や生活拠点に医療・福祉・子育て支援・商業等の機能を集約するとともに、一定のエリアに居住を誘導し、持続可能でにぎわいのある集約型まちづくりを推進する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域における住宅建設や住み替えに対する支援を継続する。
- ・ 市町が主体となり、居住を誘導する区域において、空き家の利活用等により定住の受け皿となる住宅や生活利便施設の整備を推進する。
- ・ 公共交通の利便性向上や歩行環境の充実、自転車通行空間の確保に取り組む。
- ・ 郊外住宅地においては、空き地を小公園・緑地とするなどゆとりある居住環境の形成を推進する。

(3)-③

地域の魅力発信と移住・定住の促進

- ・ 移住支援ポータルサイト「いしかわ暮らし情報ひろば」をはじめ、インターネットを通じた情報発信により、県外からの住み替え・移住を推進する。【再掲：3・(2)-②】
- ・ 市町が主体となり、地域優良賃貸住宅の建設、個人の住宅建設や購入に対する支援、若年層のUIJターンの受け入れ等を行い、移住・定住の促進を図る。
- ・ 体験居住や週末居住、UIJターンなど移住・定住政策と連携した空き家の活用を推進する。【再掲：3・(1)-③】
- ・ 二地域居住やシェアハウスなど、新しい生活スタイルや働き方と親和する住まい方について情報提供や事例紹介を推進する。

立地適正化計画

人口減少社会において、コンパクトなまちづくりを推進するため、市町村が定める計画。居住を誘導する区域や、福祉・商業等の都市機能を誘導する区域を設定する。



本県の取組み事項

地域優良賃貸住宅

国の地域優良賃貸住宅制度要綱(H19 制定)に基づき整備された、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの賃貸住宅。民間供給型、公共供給型等に区分されるが、県内で整備されたものは全てが市町による公共供給型である。県内管理戸数(R4.3 現在)：計 60 戸(小松市 18 戸、白山市 6 戸、野々市市 16 戸、志賀町 20 戸)

新しい住まい方

～サブスクリプション型居住・シェアハウス～

昨今のコロナ禍を契機として、人々の生活に大きな変化が起こっています。

令和3年3月に改訂された住生活基本計画（全国計画）においても、働き方や住まい方の変化、二地域居住や地方居住、テレワークを活用した地方・郊外での居住などについて、新たに言及がなされました。実際に、多くの方々が、家庭や職場・学校などにおいて、様々な物事のオンライン化や非接触の取り組み、テレワークなどを体験したのではないのでしょうか。

住まいにおいては、在宅で仕事ができる環境や、手洗い・換気設備の充実といった機能が求められるようになったり、家族との距離感の作り方や、出勤や外出ができなくても外部とのつながりが感じられるような庭や外部空間の充実など、これまでとは異なる観点にも、意識を向けるようになりました。

また、コロナ以前からも見られていた、シェアハウスでの生活や、サブスクリプション型居住サービスといった、旧来の一般的な住まい方とは異なる新たな住まい方を志向する動きも、少しずつ広がってきているようです。これらは、単なる住まいの形態の変化だけでなく、新しい住まい方を通して、同居人や隣人とのつながりや、地域の人々とのコミュニケーションを生んでいるようです。

住宅・建築関係者や行政は、このような社会の変化の中で、新たなサービスや制度の構築・普及を図り、人々の多様で豊かな住生活を実現していくことが必要であると考えられます。

サブスクリプション型の居住

定額の月額料金等で、全国の宿泊施設や居住施設に利用することができるサブスクリプション型の居住サービスが広がりを見せています。

複数の拠点で生活したい、様々な地域の人と交流したい、豊かな自然の中で働きたい、などの新しい住まい方や働き方との親和性が高く、また「所有から利用へ」という消費形態の変化が、住まうことにも現れているようです。

シェアハウス

家族ではない人同士が、1つの住宅で共同で生活する「シェアハウス」が近年注目されています。一般的には、リビングやキッチン、トイレなどが共用で、その他に個人の部屋が設けられている形態が多いようです。

リビングやキッチンが広めで充実していることや、共同での調理や団らんなど入居者間の交流が持てるのが、これまでの賃貸住宅とは違った魅力となっています。空き家を改修し、シェアハウスとして活用することは、空き家対策としても期待されています。

新しい住まい方

～在宅勤務・コワーキングスペース・サテライトオフィス～

在宅勤務・コワーキングスペース・サテライトオフィス

テレワークの普及により、様々な場所が仕事の場になっています。住宅においては、仕事に集中できるスペースが必要となったり、仕事と生活の境界があいまいになるといった変化が起こっています。住宅にはこれまで以上に、多様な機能が求められていくでしょう。

また、共同で仕事をする場であるコワーキングスペースを利用する人もいるようです。企業が本社ではないところにサテライトオフィスを設ける事例も出てきています。現在、人口減少や空き家の増加といった状況にありますが、例えば空き家をシェアオフィス等に転用することにより、まち・地域に新たな豊かさをもたらすことができるのではないのでしょうか。

【コワーキングスペースの一例】



金沢未来のまち創造館 コワーキングスペース

(4) 地域防災力を高める

■ 基本の方針

激甚化・頻発化している自然災害の状況を踏まえ、個々の住宅及び建築物の対策に加えて、狭あい道路の解消、公開空地の確保など、災害に強いまちづくりを引き続き推進する。

また、液状化の恐れなどの地盤の状況、津波や大雨による浸水の可能性、崩壊の恐れのある盛土造成地の存在など、地域の安全性に関する情報提供や意識啓発を継続し、長期的な視点でより安全性の高いエリアへの居住誘導を図る。

■ 施策

(4)-①

災害に強いまちづくりの推進

◆ 住宅・宅地の安全性確保

- ・ 市町と連携して全国トップクラスの充実した耐震改修支援制度を継続し、住宅の耐震化を支援する。【再掲：2・(1)-②】
- ・ 瓦屋根の緊結方法に関する建築基準法の告示基準の普及啓発等により、暴風に強い住まいづくりを推進する。
- ・ テレワークや在宅学習のためのワークスペース設置や、宅配ボックスや自動水栓等の非接触型設備の重要性の周知等により、感染症の拡大防止等に対応した住まいの普及を図る。
- ・ まちづくり部局の浸水被害・土砂災害被害等低減のためのハード対策と連携し、地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくりを推進する。
- ・ 市町が策定する立地適正化計画等に基づき、浸水、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、安全性の高いエリアへの居住の誘導を推進する。
- ・ 浸水が想定される区域における雨水貯留浸透施設の設置や、宅地のかさ上げ、防水板の設置に係る支援等により、住宅・住宅地の浸水対策を推進する。
- ・ 浸水や土砂災害など、様々な災害に関する情報提供により、個々の住宅における総合的な取り組みを推進する。
- ・ 建築基準法上の道路台帳に基づき、狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。
- ・ 大規模盛土造成地の現状把握と安全性確保のための対策を推進する。

◆ 市街地の安全性確保

- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、木造住宅が密集した市街地に立地する耐震性の低い住宅の改修・建替え・除却を推進するとともに、面的な改善整備や消防設備の充実等により、防災性の向上を図る。

- ・ 市町の地域防災計画等に基づき、避難地や避難道路等に隣接する老朽建築物の防火性能・耐震性能の向上を図る。
- ・ 市町が指定する避難所のうち、老朽化した施設や耐震性の低い施設については、国の補助制度等を利用して、建替えや改修により、耐震性・居住性・バリアフリー性能等を確保する。
- ・ 地震発生時の避難ルートを確保するため、道路・路地等に面するブロック塀やよう壁の改修・撤去や、ブロック塀の板塀化・生垣化等を推進する。

(4)－②

災害に関する情報提供・意識啓発の推進

- ・ 市町や県で作成・公表済みのハザードマップ（地震防災危険度マップ、津波ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等）を活用し、県民に対して居住地域の安全性や災害時に発生するコスト等の情報提供を行い、防災に対する意識啓発を図る。
- ・ ハウジングスクールや出前講座を通じて、住宅の安全性の確保はもとより、日常における備えなど様々な取り組みについて周知・意識啓発を図る。
- ・ 耐震改修に関する相談会等の各種住まい相談会や出前講座等の中で、地震・浸水・土砂災害等に対する総合的な災害対策について周知・意識啓発を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地においてハザードマップ配布や防災訓練を継続し、防災に対する意識啓発を図る。
- ・ 公的賃貸住宅団地の中高層階における、災害時の垂直避難スペースの設置について検討する。
- ・ がけ地近接地からの移転や、まちなかへの移転など、移転・住み替えに対する支援を継続する。

(4)－③

災害後の円滑な住宅再建の体制整備

◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築

- ・ 「石川県応急仮設住宅建設マニュアル」の的確な運用と、市町と連携した建設候補地の確保を継続する。
- ・ 協定締結団体との平時からの連携等により、迅速な応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅を活用した仮設住宅（みなし仮設）の提供、住宅相談窓口の開設などの実施体制を継続する。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図を、一般的にハザードマップと呼んでいる。防災マップ、被害予測図、被害想定図などの名称になっている場合もある。

- ・ 災害時の体制強化のため、住宅関係事業者等と連携した木造による応急仮設住宅の供給について検討する。

◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制

- ・ 被災建築物の応急危険度判定に関して、中部圏の9県1市で締結している「災害応援に関する協定書」を継続し、広域的な協力・支援体制を継続する。
- ・ 県と市町による「石川県応急危険度判定協議会」により、災害時における速やかな判定士の派遣を行う。
- ・ 被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士に対する講習会・訓練の実施や学生サポーターの育成・登録により、判定士の能力の維持・向上を図る。



本県の取組み事項

石川県応急仮設住宅建設マニュアル

災害発生後に円滑な応急仮設住宅の提供を図るため、平常時からの準備、災害時における対応、入居者の募集・選定、各種手続きにおける参考様式等についてあらかじめ定めたもの。H25年度策定(応急仮設住宅の建設候補地については毎年度更新)。

成 果 指 標

(10) 住宅の災害時の安全性に対する満足度 (地震時の安全性・台風時の安全性)	51% (H30)	→	向上
(11) 居住環境の災害時の安全性に対する満足度 (災害時の避難のしやすさ、水害・津波の受けにくさ)	62% (H30)	→	向上
(12) まちづくり活動団体数	271 団体 (R2)	→	300 団体※ (R7)

※「石川県長期構想」より引用

被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物について、余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などのおそれを判定し、結果をわかりやすく表示することにより、二次災害の防止を図るもの

被災宅地危険度判定

被災した宅地について、擁壁の亀裂の幅や傾き状況の調査等により宅地の被災状況や危険性を判定し、結果を表示することで二次災害の防止を図るもの

4. 公的賃貸住宅の供給方針

(1) 公的賃貸住宅の役割

① 公的賃貸住宅の役割

公的賃貸住宅とは、公営住宅、地域優良賃貸住宅(旧特定公共賃貸住宅等を含む)、その他公的主体により供給される賃貸住宅及び交付金等の公的な支援を受け供給される民間賃貸住宅をいう。

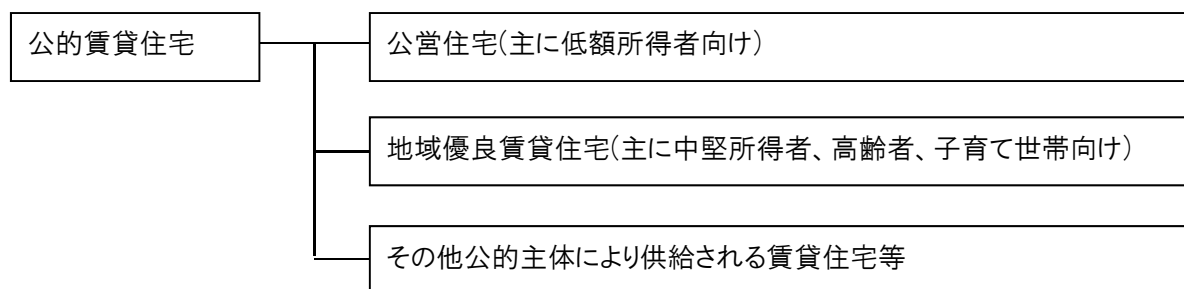


図 4-1 公的賃貸住宅の分類

賃貸住宅は、県民それぞれのライフサイクルにおける、年齢や家族構成の変化、生活環境の変化等、多様なライフステージに対応した豊かな住生活を実現するために必要なものである。多様化・高度化する居住ニーズに応えるためには、まずは民間市場による対応が効果的であり、県民一人一人が自らにとって適正な賃貸住宅を選択・利用することを基本とする。

県及び市町等は、市場が円滑かつ適切に機能するための誘導や、住宅関連事業者への支援を行い、関係者との連携を図るものとする。

これと同時に、市場において適切な規模・構造等の住宅を確保することが困難な事情等を有する住宅確保要配慮者に対しては、以下のとおり対応を行い、重層的な住宅セーフティネットの構築を図る。

②公的賃貸住宅が対象とする世帯

ア. 市場において適切な水準の住宅を確保することが困難な世帯への対応

＜低額所得世帯＞

市場において自力では適切な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難な低額所得世帯について、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、低廉な家賃で賃貸できるよう、公営住宅を供給する。

イ. 市場においては十分な量が確保されにくい住宅を必要とする世帯への対応

＜高齢者、障害者、子育て世帯等＞

高齢者世帯・障害者世帯が円滑に生活できる十分なバリアフリー性能を備えた住宅や、子育て世帯等向けの比較的規模の大きい住宅は、民間賃貸住宅市場では供給されにくい傾向にある。また、地域の状況によっては、若年世帯等が定住するための住宅が不足している場合がある。これらの状況に対応するため、市場の適切な誘導を行うとともに、市場を補完する必要がある場合には公的賃貸住宅を供給する。

また、高齢者や身体障害者、精神障害者、小さな子どもがいる世帯等は、民間賃貸住宅では入居制限を受ける場合があり、セーフティネット住宅の普及の推進など賃貸住宅市場の適切な誘導や環境整備を行うとともに、市場を補完する必要がある場合には公的賃貸住宅を供給する。

ウ. 緊急に住宅を確保することが必要な世帯への対応

＜被災者、DV被害者等＞

地震・水害等の被災者や、DV被害者、犯罪被害等、様々な理由により緊急に住宅を確保する必要がある者に対しては、公営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たす必要がある。

また、災害によって大規模な被害が発生した場合は、復興期等の緊急時においては、必要な住宅の供給を民間住宅市場のみで対応することが困難であるため、市場を補完する観点から公営住宅を供給する。

(2) 今後の公営住宅のあり方

公営住宅は、住宅セーフティネットの中心的役割を担うものであり、県及び市町は地域における需要に的確に応えていくものとする。

①公営住宅ストックの供給方針

人口減少社会においても、少子高齢化が進行し、住宅確保要配慮者が多様化する状況の下、公営住宅の果たす役割は依然として重要である。

県内においては、今後も現状の管理戸数を概ね維持するものとし、必要に応じて団地の集約化や県営住宅の市町への移管等について検討しつつ、地域の需要に応じた適切な供給を行うとともに、供給戸数の目標を設定し、以下の方針に従い住宅のセーフティネットとしての機能を果たしていく。

②公営住宅整備の基本的方針

厳しい財政状況下において、更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行う必要があることから、中長期的な観点を踏まえた「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建替えを行うとともに、耐震性やバリアフリー性能等、基本的性能が確保されたものとして維持管理されるよう、状況に応じて、改修、計画的な修繕、維持補修等の措置を適切に実施する。

ア. 適切な性能・規模の確保

公営住宅の新規の建設、買取、建替、既存ストックの改修及び民間住宅等の借上にあたっては、耐震性の確保はもとより、脱炭素社会の実現に向けた ZEH 水準の省エネルギー性能、バリアフリー性能、耐久性、防犯性等の確保や、まちなみとの調和、県産材の活用に努めるとともに、世帯人数や身体状況等に応じた規模及び設備を備えた公営住宅の供給に努める。

イ. 多様な住戸タイプの供給

地域の多様な住宅に対するニーズに応え、世代間の交流を促進するため、多様な住戸タイプの供給に努める。

ウ. 各種サービスとの連携

公営住宅の整備は、子育ての支援、高齢者の居住の安定、まちなみ・景観の向上、地域における定住の促進、地域活力の維持・向上等、総合的な視点に基づき、地域住民の団体、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、各種サービスの提供も併せて進めることが重要である。

③公営住宅の入居者管理の基本的方針

真に住宅に困窮する世帯の入居が阻害されることのないよう、入居者管理のより一層の適正化を図っていく。また、公営住宅団地及び地域の環境をより質の高いものにするため、入居者が積極的に地域活動等に参加できる環境づくりに努めていく。

ア. 適正な入居者選考の実施

入居者選考における住宅困窮度の的確な反映や定期借家制度の導入、高齢者世帯や障害者世帯の優先入居、地域の実情を踏まえた優先入居等について検討、実施する。なお、定期借家制度については、当初の入居者資格を満たさなくなった者を一定期間ごとに点検する観点からも、その活用のあり方について検討する。

イ. 入居機会の確保と入居者の負担軽減

連帯保証人を確保できないことで公営住宅への入居に支障が生じないように、家賃債務保証事業者を活用した機関保証制度の導入を促進する。また、管理事務においてマイナンバーを活用し、入居者の手続きの負担軽減を図る。

ウ. 世帯の状況に応じた住み替えの推進

適切な入居状況の確保のため、中高層階に居住する高齢者の低層階への住み替えや、世帯人員に応じた適切な広さの住戸への住み替え、公営住宅内での同居・近居・隣居の実現等、世帯の状況に応じた住み替えを推進する。

エ. 家賃滞納解消、高額所得者・収入超過者対策の徹底

電話等による督促、戸別訪問、悪質滞納者の提訴等により、家賃滞納の解消を引き続き徹底し、不公平感の解消を図る。

また、高額所得者への明渡し請求等による退去の徹底、収入超過者への退去勧告の強化等により、適正な入居者管理を実施する。

オ. 団地内外のコミュニティ活動の促進

公営住宅に入居する高齢者世帯の増加等により、団地内の活力が停滞しつつあることから、団地自治会等のコミュニティ活動の活性化を図る。

コミュニティバランスを考慮した型別供給の実施、多子世帯の優先入居、収入基準の緩和による未就学児がいる世帯の入居の促進、高齢者の見守り活動の実施、高齢者・子育て世帯等の活動の場・地域との交流の場としての集会場の活用、団地の美化・緑化活動の促進などを引き続き実

施する。また、子育て世帯が入居しやすい基準について検討を行う。

④ 県と市町の役割分担

県と市町が連携・協力することにより、住宅セーフティネットとしての公営住宅の的確な供給を行う。

地域の住宅事情や住宅需要に対応したきめ細やかな公営住宅の供給は、基本的に地域住民の生活に密着した地方公共団体である市町が主体となって進めるべきものである。市町営公営住宅には老朽化したものが多く存在しており、逼迫した財政状況の下ではあるが、その建て替え等を適切に実施していかなければならない。また、民間賃貸住宅が不足している等の理由により、公営住宅の果たす役割が特に大きい地域においては、市町が住宅需要を的確にとらえ、それに応えていく必要がある。

県では、各地域の人口動態、住宅需要を踏まえ、県全体を見据えた広域的・補完的な観点から公営住宅を供給することとするが、当面は、浴室がないなど社会的に陳腐化したものの建て替えを優先的に行い、既存ストックの有効活用および居住環境の向上を図るとともに、各地域の今後の住宅需要、団地の立地条件などを考慮して、管理戸数の見直しを行う。

⑤ 公営住宅の供給の目標量

- 公営住宅の供給の目標量は、既存公営住宅の空家募集戸数、建て替えによる建て替え後の戸数、新規建設戸数を合計した、公営住宅に入居する世帯の目標数である。
- 令和3～12年度の10年間における公営住宅の供給の目標量を約7,500世帯(戸)と設定する。
- 前述の方針に基づき、県と市町がそれぞれ連携しつつ目標の達成を目指すこととする。

表 4-1 公営住宅の供給の目標量

民間賃貸住宅等に居住している世帯のうち、低額所得者で、自力では住宅を確保することが困難であり、公的な支援が必要とされる世帯	約 7,100 世帯
既存公営住宅の老朽化等に伴う建て替えにより、既存公営住宅から建て替え後公営住宅へ住み替える世帯数	約 400 世帯
<u>公営住宅に入居する世帯の目標数（公営住宅の供給の目標量）</u>	<u>約 7,500 世帯</u> (戸)

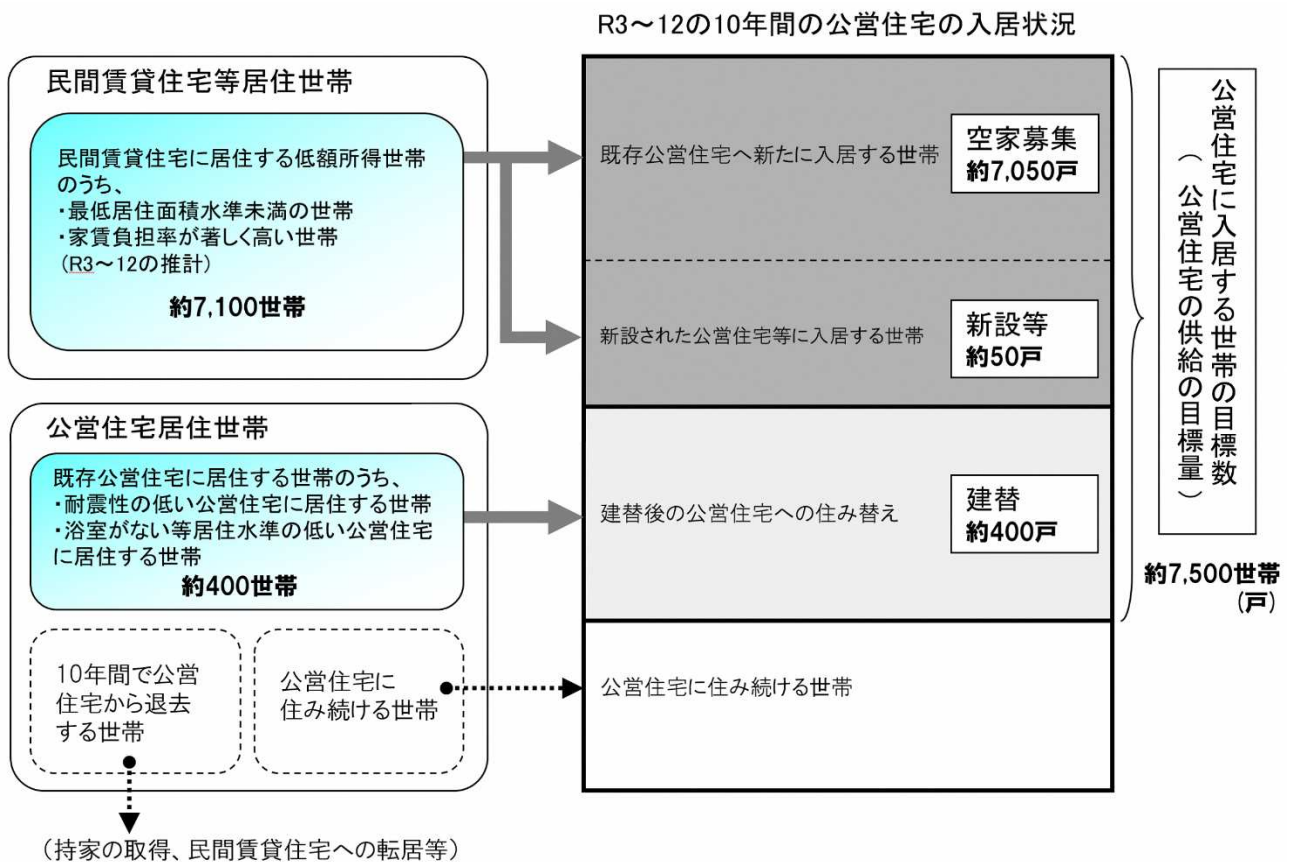
※公営住宅の供給の目標量設定の考え方

石川県における住宅確保要配慮者の状況、民間賃貸住宅の需給、家賃等の市場の状況等の住宅事情を分析し、民間借家等に居住する世帯のうち、市場において自力では適正な水準の住宅を適正な家賃負担で確保することが困難と見込まれ、公的な支援により居住の安定を図るべき世帯の数を把握する。民間借家等から既存公営住宅へ新たに入居する戸数と、新設された公営住宅及び建て替えに伴い増加した住戸等へ新たに入居することが可能な戸数を設定する。

さらに、公営住宅に居住する世帯のうち、社会的に陳腐化（浴室または浴槽がない、浴室・洗面室・台所の3ヶ所に給湯が出来ない等）、老朽化しているなど、居住水準の低い住戸に居住しており、住み替えを計画的に行うべき世帯の数を把握し、公営住宅の建て替えにより計画期間内に住み替えを行うことができる戸数を設定する。

以上を合計し、公営住宅の供給の目標量として設定する。

また、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅も、低額所得者の住まいの選択肢となっている。



5. 施策の総合的かつ計画的な推進

(1) 施策の実施主体（県、市町、住宅関連事業者等）

第1章3節「住宅政策に関わる各主体の役割」で整理したとおり、石川県の住宅政策を推進していくためには、下表に示した（1）県民、（2）住民組織、（3）住宅関連事業者、（4）住宅関連団体、（5）市町、（6）石川県が、それぞれ役割を分担し、連携及び協力していくことが重要である。

また、本計画に基づく施策を推進するための、それぞれの施策内容に応じて、施策を実施すべき主体を○印で、その中で中心となるべき主体を☆印で示している。

表 4-2 施策の実施主体

実施主体	主体の構成者
（1）県民	
（2）住民組織	自治会などの住民組織、まちづくり協議会、各種NPO法人 等
（3）住宅関連事業者	建設事業者、不動産事業者、社会福祉法人 等
（4）住宅関連団体	(一財)石川県建築住宅センター、(一社)石川県建設業協会、(一社)石川県木造住宅協会、(一社)石川県建築組合連合会、(公社)石川県宅地建物取引業協会、(一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会、(独)住宅金融支援機構、NPO 法人バリアフリー総合研究所 等
（5）市町	11市8町
（6）石川県	建築住宅課、関係課室

表 4-3 実施主体の役割

凡例	役割
☆印	施策を実施する上で中心となるべき主体
○印	施策を実施する上で連携すべき主体

(2) 他分野（福祉、環境、防災等）の施策との連携

住宅政策が対象としている施策内容は、高齢者福祉、子育て支援、環境保全、防犯・防災、まちづくり、景観形成など多岐にわたることから、施策内容に応じて、関連する他分野の施策との連携や協働が必要である。

目標 1 誰もが安心して暮らすことができる 地域社会の実現	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
(1) 子どもを産み育てやすい住環境をつくる							
(1)-①子育て世帯が安心して暮らせる 相談体制の充実			○	☆	☆	☆	少子化対策監室
(1)-②子育て世帯に適した住宅や住環境の整備	○	○	○	○	☆	☆	少子化対策監室 生活安全課
(2) 高齢者の安全かつ安心な暮らしを支える							
(2)-①住宅・建築物・まち全体のバリアフリー化の推進							
◆バリアフリー化の推進・徹底	☆		☆		☆	☆	厚生政策課 障害保健福祉課 温暖化・里山対策室 道路建設課 道路整備課 都市計画課 公園緑地課 営繕課
◆バリアフリー化の促進に向けた人材育成			○	☆	○	☆	
(2)-②高齢者の住まいの管理の適正化・ 良好な居住環境の整備等							
◆高齢者向け住宅等の供給促進と管理の適正化	○		☆	○	○	☆	長寿社会課
◆住宅相談体制の充実			○	☆	○	☆	少子化対策監室 長寿社会課
(3) 住宅セーフティネットを構築する							
(3)-①公的賃貸住宅の計画的な整備と適正な入居管理							
◆計画的な整備や的確な維持管理					☆	☆	長寿社会課 少子化対策監室
◆適正な管理運営		○			☆	☆	
◆住宅確保要配慮者等の支援	○	○			☆	☆	長寿社会課
(3)-②民間賃貸住宅の入居の円滑化							
			☆	☆	○	☆	厚生政策課 長寿社会課 障害保健福祉課 少子化対策監室 国際交流課
(3)-③民間賃貸住宅の管理の適正化							
			☆	☆	○	☆	厚生政策課 長寿社会課 障害保健福祉課 少子化対策監室 国際交流課

目標 2 次世代の良質な資産となる住宅づくりの推進	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
						☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体	
(1) 住宅・建築物の安全性を高める							
(1)-①住宅・建築物の耐震性能の向上							
◆既存住宅等の耐震化促進	○		☆	☆	☆	☆	
◆人材育成・意識啓発	☆		☆	☆	☆	☆	
(1)-②住宅・建築物の安全性の確保							
◆建築規制の実効性の確保	○		☆	☆	☆	☆	
◆住宅・建築物における健康被害の防止	○		○		☆	☆	環境政策課 温暖化・里山対策室 資源循環推進課
◆住宅における火災対策の徹底	○		○		○	○	消防保安課
◆雪に強い住環境の形成	○	○		○	☆	☆	
(2) 住まいの脱炭素化を進める							
(2)-①省エネ・創エネ等の推進							
◆省エネ・創エネ等の推進	☆		☆	○	☆	☆	温暖化・里山対策室 営繕課
◆人材育成・意識啓発	☆		○	○	○	☆	温暖化・里山対策室
(2)-②木材の利用拡大と省資源の推進	○		○	○	☆	☆	資源循環推進課 森林管理課 営繕課
(3) 住宅を長く使う							
(3)-①長期間居住可能な仕様・性能を備えた住宅づくりの推進	○		○	○	○	☆	
(3)-②中古住宅の品質確保と流通促進	○		○	○	○	☆	厚生政策課 温暖化・里山対策室
(3)-③適正なマンション管理の推進	○	○	○	☆		☆	

目標3 空き家活用の推進と住宅市場の活性化	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
						☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体	
(1) 空き家の適正管理・活用を進める							
(1)-①空き家の適正管理の推進	☆	○	○	○	☆	☆	
(1)-②老朽危険空き家対策の推進				○	☆	☆	
(1)-③空き家発生の予防や多様な利活用の推進	○	○	○	☆	☆	○	地域振興課 里山振興室
(2) 既存住宅の流通を進める							
(2)-①安心して中古住宅を取得できる仕組みの普及	☆		○	○		☆	
(2)-②空き家や移住に関する情報提供の充実	○			○	☆	○	地域振興課
(2)-③古民家の再生・活用の推進	○		○	☆	☆	○	文化財課

目標4 安全で魅力ある住まいづくり・まちづくり	県民	住民組織	住宅関連事業者	住宅関連団体	市町	石川県	
						建築住宅課	関係部局課
						☆印: 施策を実施する上で中心となるべき主体 ○印: 施策を実施する上で連携すべき主体	
(1) 住まいづくり・まちづくりの担い手を育てる							
(1)-①住まいづくり・まちづくりの担い手の育成			○	☆		☆	労働企画課 温暖化・里山対策室 都市計画課 文化財課
(1)-②生涯にわたる住教育の推進	☆	○		☆	○	☆	温暖化・里山対策室 生涯学習課
(2) いしかわの地域特性を活かす							
(2)-①良好な景観・まちなみの保全・形成	○	○	○		☆	☆	都市計画課
(2)-②いしかわの特性を活かした地域づくり	○	○	○	○	☆	☆	里山振興室 都市計画課 文化財課
(2)-③県産材の活用による 豊かな住まいづくり・まちづくり	○		○	☆	☆	☆	伝統産業振興室 森林管理課 営繕課
(3) 地域の活性化と集約型のまちづくりを進める							
(3)-①地域に応じた市街地整備・ まちづくり活動の推進	○	○	○	○	☆	○	都市計画課 生活安全課
(3)-②集約型のまちづくりの推進					☆		都市計画課
(3)-③地域の魅力発信と移住・定住の促進	○	○			☆	○	地域振興課
(4) 地域防災力を高める							
(4)-①災害に強いまちづくりの推進							
◆住宅・宅地の安全性確保	☆	○	○		☆	☆	危機対策課 河川課 砂防課 都市計画課
◆市街地の安全性確保	☆	○			☆	☆	危機対策課 都市計画課
(4)-②災害に関する情報提供・意識啓発の推進	☆	☆		○	☆	☆	危機対策課 河川課 砂防課
(4)-③災害後の円滑な住宅再建の体制整備							
◆早期の住宅提供体制・復興体制の構築	○			☆	☆	☆	危機対策課
◆建築物・宅地の安全性の円滑な判定体制				○	☆	☆	危機対策課

